【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月26日
【事業年度】	第40期(自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日)
【会社名】	株式会社 みちのく銀行
【英訳名】	THE MICHINOKU BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　杉 本 康 雄
【本店の所在の場所】	青森県青森市勝田一丁目３番１号
【電話番号】	(017)774局1111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長　岩 岡 高 徳
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号 株式会社 みちのく銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3661局8011番
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　福 士 勝 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号) 株式会社 みちのく銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番５号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前４連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(自平成19年４月１日至平成20年３月31日)	(自平成20年４月１日至平成21年３月31日)	(自平成21年４月１日至平成22年３月31日)	(自平成22年４月１日至平成23年３月31日)	(自平成23年４月１日至平成24年３月31日)
連結経常収益	百万円	50,871	47,620	44,008	45,266	42,838
連結経常利益(△は連結経常損失)	百万円	3,261	△20,993	3,792	1,759	2,032
連結当期純利益(△は連結当期純損失)	百万円	1,336	△27,089	2,491	3,313	1,776
連結包括利益	百万円	―	―	―	1,124	1,680
連結純資産額	百万円	75,511	46,715	74,162	66,547	67,552
連結総資産額	百万円	1,858,537	1,825,806	1,866,183	1,935,992	2,027,954
１株当たり純資産額	円	463.91	270.46	321.85	323.83	330.65
１株当たり当期純利益金額(△は１株当たり当期純損失金額)	円	8.86	△189.28	16.29	21.08	10.47
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	円	―	―	12.94	13.41	6.63
自己資本比率	%	3.6	2.1	3.5	3.4	3.3
連結自己資本比率(国内基準)	%	11.11	8.76	11.95	11.03	11.09
連結自己資本利益率	%	1.8	△51.1	4.8	5.0	2.7
連結株価収益率	倍	33	―	12	7	16
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△ 68,700	△20,122	34,665	38,747	53,903
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	64,697	34,430	△53,657	54,473	37,413
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	2,748	△5,002	19,053	△8,435	△775
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	27,353	36,655	36,716	121,495	212,040
従業員数[外、平均臨時従業員数]	人	1,476[925]	1,538[931]	1,504[884]	1,493[913]	1,482[880]

(注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 平成20年度以前は、潜在株式が存在しないため潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
3 「１株当たり純資産額」、「１株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額」（以下、「１株当たり情報」という。）の算定にあたっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。１株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第４号が改正されたことに伴い、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
また、これら１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５ 経理の状況」中、１「(1) 連結財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
4 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を適用しております。

(2) 当行の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月		平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月	平成24年３月
経常収益	百万円	49,231	46,139	42,619	44,313	41.957
経常利益(△は経常損失)	百万円	3,430	△21,213	3,014	1,235	1,072
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	1,967	△26,870	2,042	1,867	1,478
資本金	百万円	24,167	24,167	34,167	34,167	34,167
発行済株式総数	千株	普通株式 155,895	普通株式 150,895	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000
純資産額	百万円	67,848	39,539	66,537	65,545	66,250
総資産額	百万円	1,865,313	1,828,940	1,869,074	1,937,796	2,027,393
預金残高	百万円	1,732,427	1,722,091	1,745,210	1,780,271	1,855,444
貸出金残高	百万円	1,259,962	1,259,003	1,242,176	1,230,817	1,236,967
有価証券残高	百万円	425,614	367,393	431,684	390,553	372,182
１株当たり純資産額	円	466.59	276.75	325.00	316.85	321.57
１株当たり配当額 (内１株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式 6.00 (3.00)	普通株式 3.00 (0.00)	普通株式 3.00 (0.00) A種優先株式 4.109 (0.00)	普通株式 3.00 (0.00) A種優先株式 7.66 (0.00)	普通株式 4.00 (0.00) A種優先株式 7.10 (0.00)
１株当たり当期純利益金額(△は１株当たり当期純損失金額)	円	13.03	△187.71	13.15	10.95	8.37
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	円	―	―	10.61	7.56	5.52
自己資本比率	%	3.6	2.2	3.6	3.4	3.3
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.12	8.86	11.99	10.96	10.94
自己資本利益率	%	2.6	△50.0	3.9	2.8	2.2
株価収益率	倍	22	―	15	14	20
配当性向	%	46.0	―	22.8	27.4	47.8
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,199 [770]	1,259 [766]	1,289 [748]	1,312 [832]	1,302 [825]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2 １株当たり純資産額は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）が改正されたことに伴い、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
3 平成21年３月期以前は、潜在株式が存在しないため潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額は記載しておりません。
4 「１株当たり純資産額」、「１株当たり当期純利益金額（又は当期純損失金額）」及び「潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額」（以下、「１株当たり情報」という。）の算定にあたっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
また、これら１株当たり情報の算定上の基礎は、「第５ 経理の状況」中、２「(1) 財務諸表」の「１株当たり情報」に記載しております。
5 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6 単体自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を適用しております。

2 【沿革】

昭和51年10月１日	株式会社青和銀行(資本金８億円)と株式会社弘前相互銀行(資本金20億円)が合併(合併比率１：１)し、株式会社みちのく銀行と商号変更
昭和53年９月18日	青森市に新本店落成
昭和61年４月１日	みちのく信用保証株式会社設立
昭和62年12月１日	東京証券取引所市場第二部に株式上場
昭和63年４月１日	みちのく抵当証券株式会社設立
平成元年６月15日	担保附社債信託業務認可
平成元年８月29日	第１回無担保転換社債100億円及びスイス・フラン建転換社債６千万スイス・フラン発行
平成元年９月１日	東京証券取引所市場第一部に株式上場
平成２年８月１日	みちのくエムシーカード株式会社設立
平成２年８月１日	みちのくユーシーカード株式会社設立
平成３年２月５日	株式会社みちのくオフィスサービス設立
平成５年９月14日	海外現地法人「北日本財務(香港)有限公司」を設立
平成８年４月26日	みちのくキャピタル株式会社設立
平成８年６月18日	みち銀総合管理株式会社設立
平成10年12月１日	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年２月15日	海外現地法人「株式会社みちのく銀行(モスクワ)」を設立
平成13年４月２日	損害保険商品窓口販売の取扱開始
平成14年２月21日	みちのく抵当証券株式会社清算
平成14年10月１日	生命保険商品窓口販売の取扱開始
平成15年７月21日	当行、肥後銀行(本店／熊本県)、山陰合同銀行(本店／島根県)の３行によるシステム共同化開始
平成16年10月13日	上海駐在員事務所開設
平成17年４月１日	みちのくユーシーカード株式会社がみちのくカード株式会社を吸収合併（新商号 みちのくカード株式会社）
平成19年７月２日	証券仲介業務の取扱開始
平成19年８月10日	優先出資証券発行のため特別目的会社Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedを設立
平成20年１月21日	株式会社みちのく銀行（モスクワ）を株式会社みずほコーポレート銀行へ譲渡
平成20年４月１日	がん保険・医療保険の取扱開始
平成21年３月23日	北日本財務（香港）有限公司解散
平成21年９月30日	金融機能強化法に基づく優先株200億円発行
平成22年３月12日	みちのくキャピタル株式会社清算
平成22年７月１日	株式会社みちのくサービスセンターを吸収合併
平成22年12月２日	みち銀総合管理株式会社清算結了
平成23年２月28日	Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedの解散方針を取締役会決議

(平成24年３月末現在、本支店99、出張所３、海外駐在員事務所１)

３ 【事業の内容】

当行グループは、当行及び子会社４社で構成され、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等の銀行業務を中心に、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。

企業集団の事業系統図

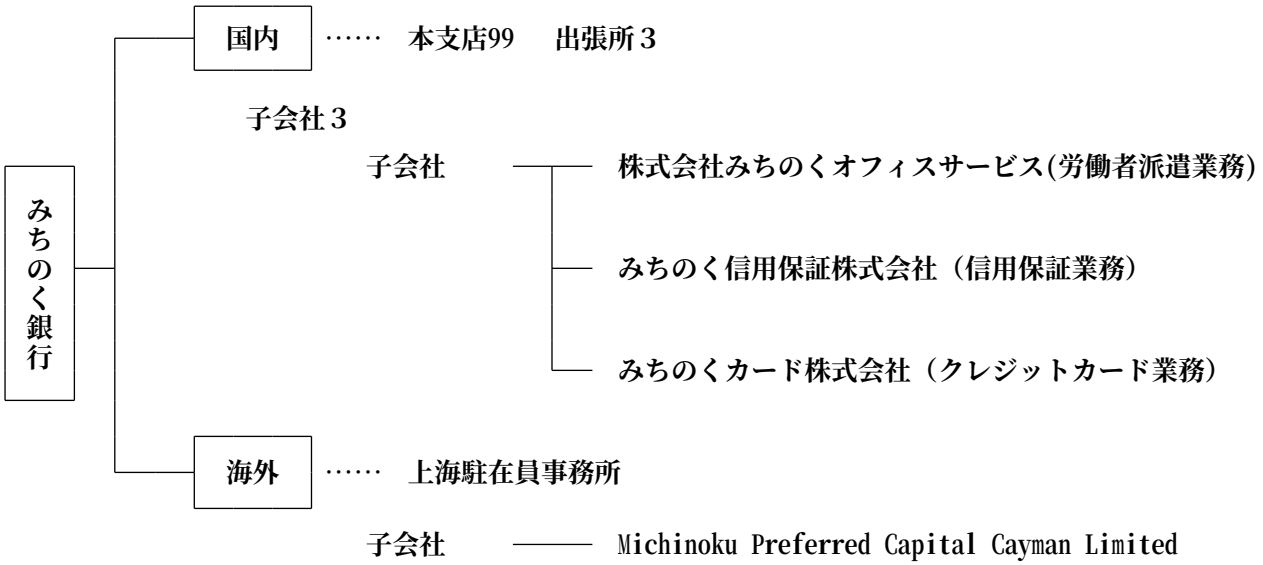

(注)1．当行は、平成23年２月28日開催の取締役会において、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedの解散方針を決議し、清算手続中であります。

(注)2．当行は、平成24年４月26日開催の取締役会において、株式会社みちのくオフィスサービスの解散方針を決議しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(連結子会社) 株式会社みちのくオフィスサービス	青森県青森市	30	労働者派遣業	100	4	―	預金取引関係	―	―
みちのく信用保証株式会社	青森県青森市	100	信用保証業	100	8	―	預金取引関係	―	―
みちのくカード株式会社	青森県青森市	30	クレジットカード業	99.48	7	―	金銭貸借関係 預金取引関係	―	―
Michinoku Preferred Capital Cayman Limited	英国領ケイマン諸島	300	優先出資証券の発行、当行への劣後ローン供与、及びこれらに付随する業務	100	2	―	預金取引関係	―	―

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedであります。
2 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3 当行は、平成23年２月28日開催の取締役会において、Michinoku Preferred Capital Cayman Limitedの解散方針を決議し、清算手続中であります。
4 当行は、平成24年４月26日開催の取締役会において、株式会社みちのくオフィスサービスの解散方針を決議しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成24年３月31日現在

セグメントの名称	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	1,471 〔864〕	11 〔16〕	1,482 〔880〕

(注) 1 従業員数は、執行役員６人を含み、嘱託647人及び臨時従業員190人を含んでおりません。
2 当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであります。「その他」にはクレジットカード事業セグメントの従業員数を記載しております。
3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成24年３月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,302 〔825〕	40.2	17.0	5,573

(注) 1 従業員数は、執行役員６人を含み、嘱託638人及び臨時従業員154人を含んでおりません。
2 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5 当行の従業員組合は、みちのく銀行労働組合と称し、組合員数は1,000人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【業績等の概要】

・業績

世界の金融・経済は、欧州債務問題に対する懸念などから鈍化し、欧州中央銀行（ＥＣＢ）を含む各国の中央銀行による大規模な資金供給、欧州連合（ＥＵ）などによる支援や欧州金融安定基金（ＥＦＳＦ）などの枠組み強化が実施される中、依然として不透明な状況が続いております。

この間、わが国の経済は、東日本大震災後の大幅な落ち込みから回復をみせた後、海外経済の減速や円高の影響などから横ばい圏内の動きを続けてきましたが、最近では持ち直しに向かう動きもみられています。公共投資が増加に転じつつあるほか、個人消費も、自動車に対する需要刺激策の効果もあって底堅さを増しております。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済は、震災の影響が薄れつつある中、緩やかな持ち直しが続いております。雇用環境の改善により個人消費が緩やかに持ち直しているほか、生産面でも、水産加工などで震災の影響による代替需要の増加などから、稼働率は持ち直しの動きが続いております。なお、公共投資はようやく下げ止まりの兆しをみせておりますが、住宅投資は一進一退の動きとなっております。

このような環境のもと、当連結会計年度の経常収益は、国債等債券売却益が減少したこと等により前年同期比24億28百万円減少して428億38百万円となりました。また、経常費用は、与信費用が減少したこと等により前年同期比27億１百万円減少して408億５百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比２億73百万円増加して20億32百万円となりました。また、当期純利益は、前年同期比15億37百万円減少して17億76百万円となりました。

なお、当行グループは、報告セグメントは銀行業の単一セグメントであり、上記記載は区分を行わず記載しております。

・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、下記の通りとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、総預金の増加による収入及び貸出金の増加による支出等により、前連結会計年度比152億円収入増加の539億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却・償還等により前連結会計年度比170億円収入減少の374億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金の支払等により前連結会計年度比77億円支出減少の７億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比906億円増加して2,120億円となりました。

(1) 国内・国際別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、27,881百万円、役務取引等収支は2,849百万円、その他業務収支は△2,741百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は27,757百万円、役務取引等収支は3,248百万円、その他業務収支は△2,682百万円となりました。

また、「国際業務部門」の資金運用収支は424百万円、役務取引等収支は８百万円、その他業務収支は△58百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	28,421	778	200	28,999
	当連結会計年度	27,757	424	300	27,881
うち資金運用収益	前連結会計年度	31,614	893	332	32,175
	当連結会計年度	30,384	425	309	30,500
うち資金調達費用	前連結会計年度	3,192	115	132	3,176
	当連結会計年度	2,626	1	9	2,618
役務取引等収支	前連結会計年度	3,090	9	433	2,667
	当連結会計年度	3,248	8	407	2,849
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,770	19	851	5,938
	当連結会計年度	6,778	17	901	5,894
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,679	10	418	3,271
	当連結会計年度	3,530	8	494	3,044
その他業務収支	前連結会計年度	△627	72	―	△554
	当連結会計年度	△2,682	△58	―	△2,741
うちその他業務収益	前連結会計年度	6,393	72	―	6,466
	当連結会計年度	5,320	47	―	5,367
うちその他業務費用	前連結会計年度	7,020	―	―	7,020
	当連結会計年度	8,002	105	―	8,108

(注) 1 国内業務部門とは当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）の円建取引であります。

2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外に本店を有する海外連結子会社（以下「海外連結子会社」という。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

3 資金調達費用は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度35百万円、当連結会計年度27百万円）を控除して表示しております。

4 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(2) 国内・国際別資金運用／調達の状況

当連結会計年度の資金運用勘定におきましては、平均残高は1,776,281百万円、資金運用利息は30,500百万円、資金運用利回りは1.71%となりました。うち、「国内業務部門」の平均残高は1,772,719百万円、資金運用利息は30,384百万円、資金運用利回りは1.71%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は14,310百万円、資金運用利息は425百万円、資金運用利回りは2.97%となりました。

当連結会計年度の資金調達勘定におきましては、平均残高は1,818,651百万円、資金調達利息は2,618百万円、資金調達利回りは0.14%となりました。このうち、「国内業務部門」の平均残高は1,811,375百万円、資金調達利息は2,626百万円、資金調達利回りは0.14%となりました。また、「国際業務部門」の平均残高は13,905百万円、資金調達利息は１百万円、資金調達利回りは0.01%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,785,878	31,614	1.77
	当連結会計年度	1,772,719	30,384	1.71
うち貸出金	前連結会計年度	1,212,470	25,957	2.14
	当連結会計年度	1,203,215	25,088	2.08
うち商品有価証券	前連結会計年度	195	1	0.84
	当連結会計年度	179	1	0.91
うち有価証券	前連結会計年度	484,957	5,503	1.13
	当連結会計年度	471,844	5,088	1.07
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	60,889	65	0.10
	当連結会計年度	75,108	79	0.10
うち預け金	前連結会計年度	6,795	6	0.09
	当連結会計年度	5,580	2	0.04
資金調達勘定	前連結会計年度	1,751,506	3,192	0.18
	当連結会計年度	1,811,375	2,626	0.14
うち預金	前連結会計年度	1,747,487	2,425	0.13
	当連結会計年度	1,806,897	2,097	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	103	0	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	336	0	0.12
	当連結会計年度	245	0	0.12
うち借用金	前連結会計年度	3,238	48	1.48
	当連結会計年度	8,102	47	0.58

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2 預け金利息から日銀預け金利息（前連結会計年度４百万円、当連結会計年度74百万円）を控除して表示しております。
3 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度35百万円、当連結会計年度27百万円）を控除して表示しております。
4 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	21,904	893	4.08
	当連結会計年度	14,310	425	2.97
うち貸出金	前連結会計年度	3,688	130	3.53
	当連結会計年度	765	10	1.33
うち商品有価証券	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うち有価証券	前連結会計年度	9,688	749	7.74
	当連結会計年度	10,444	409	3.91
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	2,091	6	0.31
	当連結会計年度	2,188	5	0.26
うち預け金	前連結会計年度	5,620	6	0.12
	当連結会計年度	228	0	0.03
資金調達勘定	前連結会計年度	19,165	115	0.60
	当連結会計年度	13,905	1	0.01
うち預金	前連結会計年度	3,119	1	0.05
	当連結会計年度	2,922	1	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―
うち借用金	前連結会計年度	2,621	113	4.34
	当連結会計年度	―	―	―

(注) 1 海外子会社の平均残高は、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額(△)	合計	小計	相殺消去額(△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,807,783	14,488	1,793,294	32,508	332	32,175	1.79
	当連結会計年度	1,787,029	10,748	1,776,281	30,810	309	30,500	1.71
うち貸出金	前連結会計年度	1,216,158	2,784	1,213,374	26,088	125	25,962	2.14
	当連結会計年度	1,203,981	833	1,203,147	25,098	6	25,091	2.08
うち商品有価証券	前連結会計年度	195	―	195	1	―	1	0.84
	当連結会計年度	179	―	179	1	―	1	0.91
うち有価証券	前連結会計年度	494,646	4,368	490,277	6,253	200	6,053	1.23
	当連結会計年度	482,289	4,144	478,144	5,497	300	5,197	1.08
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	62,981	―	62,981	72	―	72	0.11
	当連結会計年度	77,297	―	77,297	85	―	85	0.11
うち預け金	前連結会計年度	12,415	7,335	5,080	13	6	6	0.13
	当連結会計年度	5,808	5,770	38	2	2	0	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	1,770,671	10,774	1,759,896	3,308	132	3,176	0.18
	当連結会計年度	1,825,281	6,630	1,818,651	2,628	9	2,618	0.14
うち預金	前連結会計年度	1,750,606	7,305	1,743,301	2,427	6	2,420	0.13
	当連結会計年度	1,809,819	5,796	1,804,023	2,098	2	2,095	0.11
うち譲渡性預金	前連結会計年度	―	―	―	―	―	―	―
	当連結会計年度	103	―	103	0	―	0	0.11
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	336	―	336	0	―	0	0.12
	当連結会計年度	245	―	245	0	―	0	0.12
うち借用金	前連結会計年度	5,860	3,469	2,390	162	125	36	1.52
	当連結会計年度	8,102	833	7,269	47	6	40	0.56

(注) 1 平均残高の相殺消去額は、親子会社間の債権・債務の相殺消去額を記載しております。なお、有価証券については、投資と資本の相殺消去額も含めて記載しております。
2 預け金利息から日銀預け金利息（前連結会計年度４百万円、当連結会計年度74百万円）を控除して表示しております。
3 資金調達勘定の利息は、金銭の信託見合費用（前連結会計年度35百万円、当連結会計年度27百万円）を控除して表示しております。
4 利息の相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(3) 国内・国際別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は5,894百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は6,778百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は17百万円となりました。

当連結会計年度の役務取引等費用は3,044百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等費用は3,530百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は８百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,770	19	851	5,938
	当連結会計年度	6,778	17	901	5,894
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,135	―	―	1,135
	当連結会計年度	1,186	―	―	1,186
うち為替業務	前連結会計年度	1,791	19	1	1,810
	当連結会計年度	1,711	16	1	1,726
うち証券関連業務	前連結会計年度	33	―	―	33
	当連結会計年度	12	―	―	12
うち代理業務	前連結会計年度	860	―	―	860
	当連結会計年度	852	―	―	852
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	24	―	―	24
	当連結会計年度	23	―	―	23
うち保証業務	前連結会計年度	1,008	0	417	590
	当連結会計年度	1,072	―	494	578
役務取引等費用	前連結会計年度	3,679	10	418	3,271
	当連結会計年度	3,530	8	494	3,044
うち為替業務	前連結会計年度	355	10	―	365
	当連結会計年度	343	8	―	352

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

(4) 国内・国際別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,777,018	3,253	7,309	1,772,962
	当連結会計年度	1,852,665	2,779	5,317	1,850,127
うち流動性預金	前連結会計年度	807,787	―	474	807,313
	当連結会計年度	856,250	―	792	855,457
うち定期性預金	前連結会計年度	956,525	―	6,200	950,325
	当連結会計年度	982,182	―	4,500	977,682
うちその他	前連結会計年度	12,705	3,253	634	15,323
	当連結会計年度	14,232	2,779	24	16,987
譲渡性預金	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	9,000	―	―	9,000
総合計	前連結会計年度	1,777,018	3,253	7,309	1,772,962
	当連結会計年度	1,861,665	2,779	5,317	1,859,127

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは、当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 相殺消去額は、親子会社間の預金取引の相殺消去額を記載しております。

(5) 国内・国際別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,231,467	100.00	1,237,590	100.00
製造業	63,875	5.18	63,868	5.16
農業、林業	15,068	1.22	13,944	1.12
漁業	1,033	0.08	985	0.07
鉱業、採石業、砂利採取業	882	0.07	980	0.07
建設業	57,504	4.66	57,913	4.67
電気・ガス・熱供給・水道業	21,689	1.76	20,792	1.68
情報通信業	8,035	0.65	8,587	0.69
運輸業、郵便業	31,716	2.57	31,393	2.53
卸売業、小売業	113,589	9.22	114,559	9.25
金融業、保険業	63,060	5.12	58,383	4.71
不動産業、物品賃貸業	151,584	12.30	154,887	12.51
学術研究・専門・技術サービス業	2,349	0.19	3,216	0.25
宿泊業	10,234	0.83	9,850	0.79
飲食業	8,418	0.68	8,244	0.66
生活関連サービス業・娯楽業	6,268	0.50	5,567	0.44
教育・学習支援業	3,316	0.26	3,163	0.25
医療・福祉	66,388	5.39	64,689	5.22
その他のサービス	39,519	3.20	35,156	2.84
地方公共団体	196,621	15.96	211,283	17.07
その他	370,307	30.07	370,121	29.90
国際業務部門	1,006	100.00	512	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	1,006	100.00	512	100.00
合計	1,232,474	—	1,238,103	—

(注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	227,740	―	―	227,740
	当連結会計年度	245,607	―	―	245,607
地方債	前連結会計年度	52,078	―	―	52,078
	当連結会計年度	4,628	―	―	4,628
短期社債	前連結会計年度	―	―	―	―
	当連結会計年度	―	―	―	―
社債	前連結会計年度	66,540	―	―	66,540
	当連結会計年度	82,610	―	―	82,610
株式	前連結会計年度	15,753	―	4,037	11,715
	当連結会計年度	14,332	―	4,037	10,294
その他の証券	前連結会計年度	20,857	9,582	300	30,140
	当連結会計年度	18,362	10,642	10	28,994
合計	前連結会計年度	382,970	9,582	4,337	388,216
	当連結会計年度	365,541	10,642	4,047	372,135

(注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
2 国際業務部門とは当行の外貨建取引及び海外連結子会社の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
4 親子会社間の資本取引については、全て相殺消去しております。

次へ

(単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	29,646	26,702	△2,944
経費(除く臨時処理分)	24,285	23,531	△754
人件費	11,644	11,646	2
物件費	11,369	10,642	△727
税金	1,272	1,243	△29
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	5,361	3,170	△2,191
一般貸倒引当金繰入額	△436	△1,014	△578
業務純益	5,797	4,184	△1,613
うち債券関係損益	△709	△3,303	△2,594
臨時損益	△4,561	△3,111	1,450
株式等関係損益	△437	△654	△217
不良債権処理額	4,015	1,642	△2,373
うち貸出金償却	1,707	1	△1,706
うち個別貸倒引当金純繰入額	2,146	1,836	△310
うち償却債権取立益	―	△300	△300
その他臨時損益	△109	△815	△706
経常利益	1,235	1,072	△163
特別損益	123	767	644
うち固定資産処分損益	△80	88	168
うち退職給付信託設定益	―	729	729
うち連結子会社清算益	―	319	319
うち連結子会社合併差益	128	―	△128
うち減損損失	―	369	369
うち資産除去債務に係る損失	225	―	△225
税引前当期純利益	1,359	1,840	481
法人税、住民税及び事業税	38	△187	△225
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	―	△194	△194
法人税等調整額	△546	744	1,290
法人税等合計	△508	362	870
当期純利益	1,867	1,478	△389

(注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却＋金融派生商品損益（債券関係）
6 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
給料・手当	10,968	11,010	42
退職給付費用	956	1,395	439
福利厚生費	102	85	△17
減価償却費	1,562	1,573	11
土地建物機械賃借料	1,396	1,103	△293
営繕費	58	70	12
消耗品費	376	398	22
給水光熱費	273	227	△46
旅費	115	110	△5
通信費	535	464	△71
広告宣伝費	253	243	△10
租税公課	1,272	1,243	△29
その他	6,721	6,364	△357
計	24,592	24,291	△301

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.76	1.71	△0.05
(イ)貸出金利回	2.12	2.07	△0.05
(ロ)有価証券利回	1.13	1.08	△0.05
(2) 資金調達原価 ②	1.54	1.42	△0.12
(イ)預金等利回	0.13	0.11	△0.02
(ロ)外部負債利回	1.50	0.54	△0.96
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.22	0.29	0.07

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3 ＲＯＥ(単体)

	前事業年度 (%)(A)	当事業年度 (%)(B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	8.11	4.81	△3.30
業務純益ベース	8.77	6.35	△2.42
当期純利益ベース	2.82	2.24	△0.58

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	1,780,271	1,855,444	75,173
預金(平残)	1,750,606	1,809,819	59,213
貸出金(末残)	1,230,817	1,236,967	6,150
貸出金(平残)	1,210,980	1,201,766	△9,214

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	1,375,619	1,406,126	30,507
法人	326,262	350,776	24,514
公金	72,651	89,073	16,422
金融機関	5,738	9,468	3,730
合計	1,780,271	1,855,444	75,173

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	387,968	388,729	761
住宅ローン残高	331,049	331,904	855
その他ローン残高	56,919	56,825	△94

(4) 中小企業等貸出金

			前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	836,456	833,070	△3,386
総貸出金残高	②	百万円	1,230,817	1,236,967	6,150
中小企業等貸出金比率	①／②	%	67.95	67.34	△0.61
中小企業等貸出先件数	③	件	124,624	121,685	△2,939
総貸出先件数	④	件	124,898	121,971	△2,927
中小企業等貸出先件数比率	③／④	%	99.78	99.76	△0.02

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分が含まれておりません。
2 中小企業等とは、資本金３億円(ただし、卸売業は１億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は５千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

次へ

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	―	―	―	―
信用状	―	―	―	―
保証	1,350	10,729	1,196	10,232
計	1,350	10,729	1,196	10,232

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	4,313	3,687,138	4,209	3,626,292
	各地より受けた分	6,182	3,633,637	6,097	3,642,160
代金取立	各地へ向けた分	31	15,348	25	13,396
	各地より受けた分	42	29,629	35	27,112

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	132	53
	買入為替	8	9
被仕向為替	支払為替	213	34
	取立為替	0	0
合計		354	97

（自己資本比率の状況）

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては、標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年３月31日 金額(百万円)	平成24年３月31日 金額(百万円)
基本的項目（Tier１）	資本金	34,167	34,167
	うち非累積的永久優先株	―	―
	新株式申込証拠金	―	―
	資本剰余金	29,772	29,771
	利益剰余金	6,347	7,547
	自己株式（△）	2,700	2,704
	自己株式申込証拠金	―	―
	社外流出予定額（△）	734	854
	その他有価証券の評価差損(△)	―	―
	為替換算調整勘定	―	―
	新株予約権	40	104
	連結子法人等の少数株主持分	6	7
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	―	―
	営業権相当額(△)	―	―
	のれん相当額（△）	―	―
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	―	―
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	―	―
	計 (A)	66,898	68,039
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注１)	―	―
補完的項目（Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	522	466
	一般貸倒引当金	5,047	5,084
	負債性資本調達手段等	17,000	17,000
	うち永久劣後債務(注２)	―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)	17,000	17,000
	計	22,569	22,550
	うち自己資本への算入額 (B)	22,569	22,550
控除項目	控除項目(注４) (C)	375	300
自己資本額	(A)＋(B)－(C) (D)	89,093	90,290
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	735,985	743,271
	オフ・バランス取引等項目	11,104	10,097
	信用リスク・アセットの額 (E)	747,090	753,369
	オペレーショナル・リスク相当に係る額（(G)/8%） (F)	60,469	60,124
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,837	4,809
	計（E）＋（F） (H)	807,559	813,493
連結自己資本比率（国内基準）＝D／H×100(%)		11.03	11.09
(参考)Tier１比率＝A／H×100(%)		8.28	8.36

(注) 1 告示第28条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2 告示第29条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3 告示第29条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。
4 告示第31条第１項第１号から第６号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第２号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

前へ　次へ

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成23年３月31日 金額(百万円)	平成24年３月31日 金額(百万円)
基本的項目（Tier１）	資本金	34,167	34,167
	うち非累積的永久優先株	―	―
	新株式申込証拠金	―	―
	資本準備金	19,167	19,167
	その他資本剰余金	10,604	10,603
	利益準備金	204	351
	その他利益剰余金	5,441	5,914
	その他	―	―
	自己株式(△)	2,700	2,704
	自己株式申込証拠金	―	―
	社外流出予定額（△）	734	854
	その他有価証券の評価差損(△)	―	―
	新株予約権	40	104
	営業権相当額(△)	―	―
	のれん相当額（△）	―	―
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	―	―
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	―	―
	計 （A）	66,190	66,750
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	―	―
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	―	―
補完的項目（Tier２）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	522	466
	一般貸倒引当金	5,037	5,081
	負債性資本調達手段等	17,000	17,000
	うち永久劣後債務(注２)	―	―
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注３)	17,000	17,000
	計	22,560	22,547
	うち自己資本への算入額 （B）	22,560	22,547
控除項目	控除項目(注４) （C）	375	300
自己資本額	（A）+（B）−（C） （D）	88,376	88,998
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	737,550	746,084
	オフ・バランス取引等項目	11,104	10,097
	信用リスク・アセットの額 （E）	748,654	756,182
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（G）/８%） （F）	57,401	56,826
	(参考）オペレーショナル・リスク相当額 （G）	4,592	4,546
	計(E）＋（F） （H）	806,056	813,008
単体自己資本比率（国内基準）＝D／H×100(%)		10.96	10.94
（参考）Tier１比率＝A／H×100(%)		8.21	8.21

（注）１ 告示第40条第２項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

２ 告示第41条第１項第３号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

３ 告示第41条第１項第４号及び第５号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が５年を超えるものに限られております。

４ 告示第43条第１項第１号から第５号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２ 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３ 要管理債権

要管理債権とは、３ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４ 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成23年３月31日	平成24年３月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	125	98
危険債権	240	218
要管理債権	58	71
正常債権	12,052	12,154

前へ

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成24年度は、第三次中期経営計画（３年計画）のスタートの年度となります。第三次中期経営計画では、地域密着型金融の実践(コンサルティング機能の強化)により、重点目標として掲げる「リテール分野での地域トップバンク」の実現を目指してまいります。その実現に向けた「全員営業体制の構築」を図るために、「融資業務革新」・「窓口業務革新」・「個人営業業務革新」・「エリア営業体制」を４つの重点戦略として定め、全役職員一丸となって推進してまいります。

４つの重点戦略にかかる具体的な取り組みは以下のとおりであります。

一つ目の「融資業務革新」につきましては、個人ローン事務の本部集中化等、融資業務の効率化に加え、システムを活用した本業支援活動と法人ビジネスセンターによる、お客さまへの幅広いアプローチを図り、抜本的に法人営業スタイルを刷新し、融資業務を革新いたします。

二つ目の「窓口業務革新」につきましては、営業店端末の更新・オープン出納の全店導入・為替ＯＣＲシステム更改・窓口事務の本部集中化等により窓口業務を効率化し、それに加えローン受付事務の簡素化を実現することで、窓口サービス課全員による営業活動を展開できるように窓口業務を革新いたします。

三つ目の「個人営業業務革新」につきましては、タブレット端末を導入することにより、個人営業業務の効率化と可視化を図り、お客さまへのセールスの幅を広げます。また、職員が切磋琢磨できる環境整備と効果的なＯＪＴを実践することで、個人営業課職員のスキルアップとモチベーションアップを目指し、個人営業業務を革新いたします。

四つ目の「エリア営業体制」につきましては、第二次中期経営計画で見直した店舗形態（中核店・一般店・個人店）と４課体制（窓口・融資・個人営業・法人営業）を更に発展させるべく、店舗の統廃合と併せ、エリア営業体制を構築し、加えて三つの業務革新を実現することで、人員の効率化とエリア内のマーケット特性に即した営業活動を展開してまいります。

以上の４つの重点戦略を着実に実行することにより、「全員営業体制の構築」を図ると同時に、これまで充実させてきた経営基盤を、より一層強固なものとしてまいります。その結果、収益力の強化（営業力の強化と業務の効率化）と共に、営業推進・管理態勢を更に充実させ、お客さまの利便性向上と満足度の高いサービスの提供に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

当行の主要業務である貸出業務をはじめとする資金運用業務については、相手先の業況悪化等により元利金の回収が出来なくなる信用リスクが存在いたします。国内外の景気動向、融資先の経営状況、不動産価格の変動等その他予期せざる要因が発生した場合には、当行の不良債権及び与信費用が想定以上に増加し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 市場リスク

当行では、貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っておりますが、これらについては、金利、価格、為替の変動にともなって損失が発生する市場リスクが存在いたします。今後、市場金利が大幅に変動した場合や株式市況全般が大幅に下落した場合には、保有している有価証券に減損及び評価損等が発生し、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 流動性リスク

市場環境の変化や当行の信用状況が悪化した場合等には、必要な資金が確保できなくなったり、資金の確保にあたって通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、当行の業績等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

また、市場の混乱等により、市場において取引ができないことや通常より不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

(4) 事務リスク

当行は、事務リスクの回避に向けて事務管理体制の強化に取り組んでおりますが、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(5) システムリスク

当行は、コンピュータシステムの安定稼動に最善を尽くし、障害発生防止に万全を期しておりますが、災害等によるものも含め、コンピュータシステムの停止または誤作動等によるシステム障害が発生した場合には、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

当行は、各種法令や行内規程等の絶対的遵守に関する適切な管理を基本方針と定め、健全な経営及び業務運営に努めておりますが、銀行経営及び業務運営全般における法令遵守が軽視された場合、各種法令・規則等に基づく処分等を受けることになるほか、当行に対する訴訟等が提起された場合、経済的損失や信用失墜等を被る可能性があります。

(7) 情報漏洩リスク

当行は、顧客情報の管理について、万全を期しておりますが、これらの情報が漏洩、紛失等した場合、当行の信用失墜等から当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 風評リスク

当行は、風評が流布された場合、当行の信頼度が損なわれ、評判が悪化することにより、経済的損失や信用失墜等から当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 防災・防犯リスク

地震などの災害、犯罪といった非常事態の発生により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人的リスク

当行の人事運営上の不公平・不公正・差別的行為により、当行の業務遂行や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 自己資本比率が悪化するリスク

当行は、自己資本比率について「銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第19号）に定められる国内基準の４％以上を維持することが求められています。

当行の自己資本比率が上記の基準を下回った場合、金融庁長官から早期是正措置の対象として業務の一部停止等の命令を受けるおそれがあります。なお、自己資本比率に悪影響を及ぼすものとして、以下の例が挙げられます。

(イ)貸倒引当金等の与信費用の増加

(ロ)金利や株式市況の変化による保有有価証券の価格下落、減損の発生

(12) 繰延税金資産に係るリスク

当行は、将来における課税所得の見積り等により繰延税金資産を計上しておりますが、見積りの前提となる将来課税所得等の変動により、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断された場合には、当行の繰延税金資産が減額され、その結果、当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき、公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しております。

当行では、同計画の達成に向けて高い収益力と安定した経営基盤の確立に全力で取り組んでおりますが、公的資金を返済するまでの間に、その履行状況が不十分な場合には、当局より業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

(14) その他のリスク

外部格付機関により当行の格付けが引き下げられた場合のリスク、年金資産の運用利回り低下等による退職給付債務に係るリスク等により当行の業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

①主要勘定の状況

預金残高は、個人預金などが増加したことにより、前連結会計年度末比772億円増加して１兆8,501億円となりました。

貸出金残高は、事業性貸出及び個人ローン並びに地公体向け貸出等が増加したことにより、前連結会計年度末比57億円増加して１兆2,381億円となりました。このうち、リスク管理債権の残高は、前連結会計年度末比38億円減少して419億円となりました。今後も、不良債権発生の抑制や、再生及び最終処理に向けた取り組みのため、審査・管理体制の強化を図ってまいります。

有価証券運用につきましては、金利の低下と円高の進行が続く中、適切なリスクコントロールを意識したなかで地方債を圧縮した運用を行った結果、前連結会計年度末比161億円減少して3,721億円となりました。また、その他有価証券の評価差額については、金利低下及び株価下落等により前連結会計年度末比５億円減少して△16億円となっております。

〔連結ベースの主要勘定の状況〕

	前連結会計年度 （億円）（A）	当連結会計年度 （億円）（B）	増減（億円） （B）－（A）
資産の部合計	19,359	20,279	920
うち 有価証券	3,882	3,721	△161
うち 貸出金	12,324	12,381	57
負債の部合計	18,694	19,604	910
うち 預金	17,729	18,501	772
純資産の部合計	665	675	10

〔連結ベースのリスク管理債権〕

	前連結会計年度 （億円）（A）	当連結会計年度 （億円）（B）	増減（億円） （B）－（A）
破綻先債権額	29	14	△15
延滞債権額	345	307	△38
３ヶ月以上延滞債権額	―	2	2
貸出条件緩和債権額	82	95	13
合計	457	419	△38

（参考）貸倒引当金	208	209	1

〔連結ベースのその他有価証券評価差額〕

	前連結会計年度 （億円）（A）	当連結会計年度 （億円）（B）	増減（億円） （B）－（A）
その他有価証券	△11	△16	△5
うち 株式	△10	△6	4
うち 債券	24	12	△12
うち その他	△24	△22	2

②連結自己資本比率（国内基準）

経営健全性の指標である自己資本比率につきましては、当期の利益の積上げ等により、国内基準行に求められている４％を大幅に上回る、11.09％（連結ベース）と十分な水準を確保しております。

〔連結自己資本比率（国内基準）〕

	前連結会計年度 （億円）（A）	当連結会計年度 （億円）（B）	増減（億円） （B）－（A）
(１)Tier１(基本的項目)	668	680	12
(２)Tier２(補完的項目)	225	225	―
(３)控除項目	3	3	―
(４)自己資本(１)＋(２)－(３)	890	902	12
(５)リスク・アセット等	8,075	8,134	59
(６)自己資本比率(国内基準) (４)／(５)	11.03%	11.09%	0.06%
(７)うちTier１比率 (１)／(５)	8.28%	8.36%	0.08%

(2) 経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

① 経営成績の状況

（イ） 連結粗利益

連結粗利益につきましては、金利低下による資金利益の減少及び国債等債券損益（債券先物等含む）の減少等により前連結会計年度比31億13百万円減少して279億62百万円となりました。

（ロ） 営業経費

営業経費につきましては、物件費の節減等により、前連結会計年度比３億49百万円減少して248億40百万円となりました。

（ハ） 貸倒償却引当額

貸倒償却引当額につきましては、地元経済は未だ厳しい環境下にあるものの、大口倒産の減少や債務者への経営支援活動の効果等もあり、前連結会計年度比33億３百万円減少して４億68百万円となりました。

（ニ）経常利益及び当期純利益

これらにより、経常利益は前連結会計年度比２億73百万円増加して20億32百万円となりました。また、法人税等調整額が税制改正に伴う法人税率の引下の影響により増加したこと等により、当期純利益は前連結会計年度比15億37百万円減少して17億76百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「１．業績等の概要」に記載のとおりであります。

連結損益状況（連結損益計算書ベース）

	前連結会計年度(A) (百万円)	当連結会計年度(B) (百万円)	増減(B)－(A) (百万円)
連結粗利益	31,075	27,962	△3,113
資金利益	28,963	27,853	△1,110
役務取引等利益	2,667	2,849	182
その他業務利益	△554	△2,741	△2,187
営業経費	25,189	24,840	△349
貸倒償却引当額	3,771	468	△3,303
うち貸出金償却	1,721	6	△1,715
うち個別貸倒引当金繰入額	2,306	1,872	△434
うち一般貸倒引当金繰入額	△461	△1,249	△788
うち債権売却損	101	43	△58
株式等関係損益	△437	△654	△217
その他	82	33	△49
経常利益	1,759	2,032	273
特別損益	473	448	△25
税金等調整前当期純利益	2,232	2,480	248
法人税、住民税及び事業税	212	△31	△243
法人税等調整額	△1,405	734	2,139
法人税等合計	△1,192	702	1,894
少数株主損益調整前当期純利益	3,425	1,777	△1,648
少数株主利益	112	0	△112
当期純利益	3,313	1,776	△1,537

(注) 連結粗利益＝(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、お客さまへのサービス機能を向上させる観点から、店舗内外の現金自動設備の更新、店舗建物の立替等を行い、また、事務の合理化・効率化を目的としたシステム投資等を行った結果、設備投資の総額は当連結会計年度において26億14百万円となりました。

なお、営業上重要な影響を及ぼすような設備の売却、滅失はありません。

また、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、上記設備投資の概要は区分を行わず記載しております。

２ 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

平成24年３月31日現在

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数(人)
						面積(㎡)	帳簿価格(百万円)					
当行	―	本店他 83か店	青森県	銀行業	店舗	78,880.52 (10,536.45)	4,989	2,082	1,401	887	9,360	1,070
	―	函館支店 他 ７か店	北海道	銀行業	店舗	9,875.30 (544.07)	887	193	98	―	1,179	102
	―	盛岡支店 他 ３か店	岩手県	銀行業	店舗	3,021.49 (600.00)	102	12	11	―	126	33
	―	秋田支店 他 ３か店	秋田県	銀行業	店舗	2,162.90 (78.00)	87	11	18	―	117	22
	―	仙台支店	宮城県	銀行業	店舗	―	―	13	12	―	25	9
	―	東京支店	東京都	銀行業	店舗	26.00 (26.00)	―	31	7	―	38	15
	―	上海事務所	海外	銀行業	事務所	―	―	1	6	―	8	3
	―	事務 センター	青森県 他	銀行業	事務 センター	5,018.22	575	281	254	―	1,110	48
	―	研修会館	青森県	銀行業	研修会館	4,953.26 (386.00)	164	468	18	―	651	―
	―	社宅	青森県 他	銀行業	社宅・倉庫他施設	130,681.22	865	146	2	―	1,013	―
	―	―	計	―	―	234,618.91 (12,170.52)	7,672	3,241	1,831	887	13,632	1,302

(注) 1 土地の面積欄の( )内は借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め432百万円であります。
2 動産は、事務機械1,448百万円、その他382百万円であります。
3 当行の店舗外現金自動設備215か所、海外駐在員事務所１か所は上記に含めて記載しております。
4 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	従業員数(人)	年間リース料(百万円)
当行	―	本店ほか	青森県ほか	銀行業	現金自動設備(ＡＴＭ)	―	11
	―	本店ほか	青森県ほか	銀行業	端末関連設備	―	10
	―	本店ほか	青森県ほか	銀行業	事務機関連設備	―	20
	―	本店ほか	青森県ほか	銀行業	システム関連設備	―	105
	―	本店ほか	青森県ほか	銀行業	自動車等	―	175

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である、重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

なお、当行グループは、報告セグメントが銀行業の単一セグメントであり、下記は区分を行わず記載しております。

(1) 新設・改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額(百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	青森県他	新設	銀行業	事務機器等	941	―	自己資金	―	―
	田向支店	青森県	新設	銀行業	店舗等	288	90	自己資金	平成23年12月	平成24年12月

(注)1.上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2.上記事務機器等の主なものは現金自動設備(ＡＴＭ)の更新等であり、平成25年３月までに設置予定であります。

(2) 売却

該当ございません。

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
Ａ種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年６月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,895,263	同左	東京証券取引所 市場第一部	（注）１
Ａ種優先株式	40,000,000	同左	非上場	（注）２
計	190,895,263	同左	―	―

（注）１．完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式（単元株式数1,000株）であります。

２．無議決権株式（単元株式数1,000株）であります。また、会社法第322条第２項の規定による定款の定めはありません。なお、Ａ種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

(1) Ａ種優先配当金

当銀行は、定款第42条第１項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株式を有する株主（以下「Ａ種優先株主」という。）またはＡ種優先株式の登録株式質権者（以下「Ａ種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記②に定める配当年率（以下「Ａ種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）（以下、「Ａ種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対して下記(５)に定めるＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) Ａ種優先配当年率

平成22年３月31日に終了する事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝初年度Ａ種優先配当金÷Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度Ａ種優先配当金」とは、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）（ただし、Ａ種優先株式の発行決議日をＡ種優先配当年率決定日として算出する。）に0.95%を加えた割合（%未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨

五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年３月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切上げる。）とする。

平成22年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率

Ａ種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）＋0.95％

なお、平成22年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＡ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、毎年の４月１日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「Ａ種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）が公表されていない場合は、Ａ種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円ＬＩＢＯＲ12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（ＢＢＡ）によって公表される数値を、日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が８％を超える場合には、Ａ種優先配当年率は８％とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＡ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、Ａ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロもしくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) Ａ種優先中間配当金

当銀行は、定款第43条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下「Ａ種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

①残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

②非参加条項

Ａ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③経過Ａ種優先配当金相当額

Ａ種優先株式１株当たりの経過Ａ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＡ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＡ種優先株主またはＡ種優先登録株式質権者に対してＡ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

Ａ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ａ種優先株主は、定時株主総会にＡ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ａ種優先配当金の額全部（Ａ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

①取得請求権

A種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(８)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

②取得を請求することのできる期間

平成29年４月１日から平成36年９月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

③取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑧に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

④当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ５連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

⑤取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記⑦に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑧に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

⑦下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の５連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記⑧による調整を受ける。）。

⑧取得価額の調整

イ．A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑧において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場　合

調整係数は１とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない　場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額

は、本⑧に準じて調整する。

(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv) 取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は０円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には０円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

⑨合理的な措置

上記④ないし⑧に定める取得価額（下記(10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑨において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑩取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目２番１号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

⑪取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑩に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

①金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ａ種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＡ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ａ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(８)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

②取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、Ａ種優先株式の取得と引換えに、Ａ種優先株式１株につき、Ａ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ａ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(６)③に定める経過Ａ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ａ種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

①普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないＡ種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるＡ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ａ種優先株主に対し、その有するＡ種優先株式数にＡ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ａ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。Ａ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

②一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

①分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

②株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびＡ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成22年６月24日の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 （平成24年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年５月31日）
新株予約権の数（個）	312（注）１	296（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	312,000（注）２	296,000（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり１円	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	平成22年７月10日から 平成47年７月９日まで	平成22年７月10日から 平成47年７月９日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　174円 資本組入額 87円	発行価格　174円 資本組入額 87円
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	（注）４

平成23年６月23日の取締役会において決議されたもの。

	事業年度末現在 （平成24年３月31日）	提出日の前月末現在 （平成24年５月31日）
新株予約権の数（個）	479（注）１	458（注）１
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	―	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	479,000（注）２	458,000（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）	１株当たり１円	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	平成23年７月９日から 平成48年７月８日まで	平成23年７月９日から 平成48年７月８日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　143円 資本組入額 72円	発行価格　143円 資本組入額 72円
新株予約権の行使の条件	（注）３	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	―	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	（注）４

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数 1,000株

２．新株予約権の目的となる株式の種類および数

(1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。

(3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募

集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

３．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（１ヶ月未満は１ヶ月とする。）を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、１個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。

(3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

４．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。

(4)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(千株)	発行済株式総数残高(千株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年５月19日（注１）	△ 5,000	150,895	―	24,167	―	19,775
平成21年６月25日（注２）	―	150,895	―	24,167	△ 10,607	9,167
平成21年９月30日（注３）	40,000	190,895	10,000	34,167	10,000	19,167

（注）１ 自己株式の消却による減少であります。
２ 会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。
３ 第三者割当（Ａ種優先株式）
発行株数 40,000千株
発行価格 500円
資本組入額 250円
割当先 株式会社整理回収機構

(6) 【所有者別状況】

①普通株式

平成24年３月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	55	28	930	58	1	10,415	11,487	―
所有株式数(単元)	―	58,874	2,794	27,369	6,929	1	53,281	149,248	1,647,263
所有株式数の割合(%)	―	39.44	1.87	18.33	4.64	0.00	35.69	100.00	―

（注）自己株式8,277,839株は「個人その他」に8,277単元、「単元未満株式の状況」に839株含まれております。

②Ａ種優先株式

平成24年３月31日現在

区分	株式の状況(１単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	―	1	―	―	―	―	―	1	―
所有株式数(単元)	―	40,000	―	―	―	―	―	40,000	―
所有株式数の割合(%)	―	100.00	―	―	―	―	―	100.00	―

(7) 【大株主の状況】

①所有株式数別

平成24年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番１号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	12,074	6.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	6,014	3.15
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	4,173	2.18
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	3,936	2.06
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	3,757	1.96
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	3,175	1.66
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	388 GREENWICH STREET,NY,NY10013,USA （東京都品川区東品川二丁目３番14号）	2,655	1.39
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	2,504	1.31
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号	2,417	1.26
計	―	80,706	42.27

(注) １ 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２ 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３ 大株主は、平成24年３月31日現在の株主名簿に基づくものであります。
４ 当行は、自己株式8,277千株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.33%）を保有しておりますが上記記載には含めておりません。
５ 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４） 12,074千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 6,014千株
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口） 3,936千株

②所有議決権数別

平成24年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口４)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	12,074	8.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目８番11号	6,014	4.26
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	4,173	2.96
資産管理サービス信託銀行株式会社（金銭信託課税口）	東京都中央区晴海一丁目８番12号	3,936	2.79
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目３番３号	3,757	2.66
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目３番１号	3,175	2.25
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	388 GREENWICH STREET,NY,NY10013,USA（東京都品川区東品川二丁目３番14号）	2,655	1.88
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番１号	2,504	1.77
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町一丁目１番５号	2,417	1.71
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番１号	2,291	1.62
計	―	42,996	30.49

（注）総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 40,000,000	―	（注）１
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,277,000	―	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,971,000	140,971	同上
単元未満株式	普通株式 1,647,263	―	（注）２
発行済株式総数	190,895,263	―	―
総株主の議決権	―	140,971	―

（注）１．A種優先株式の内容については、「（１）株式の総数等②発行済株式」に記載しております。
２．「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式839株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目３番１号	8,277,000	―	8,277,000	4.33
計	―	8,277,000	―	8,277,000	4.33

(9) 【ストックオプション制度の内容】

①平成22年６月24日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成22年６月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役６、当行執行役員５
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）（注）１	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

②平成23年６月23日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成23年６月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役６、当行執行役員７
新株予約権の目的となる株式の種類	「（２）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）（注）１	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③平成24年６月26日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成24年６月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役６、当行執行役員６
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）（注）１	当行取締役 300,000、当行執行役員 200,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	新株予約権の行使により付与される株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年７月11日から平成49年７月10日まで
新株予約権の行使の条件	（注）２
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	―
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３

（注）１．新株予約権の目的となる株式の種類および数

(1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする。

(3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

２． 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役（非常勤取締役を除く）及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌

日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数（１ヶ月未満は１ヶ月とする。）を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、１個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。

(3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。

(4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。

３． 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）、又は株式交換または株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式１株当たり１円とする。

(4)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区　分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	37,391	5,564,321
当期間における取得自己株式	1,504	238,130

（注）当期間における取得自己株式には、平成24年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区　分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他(新株予約権の権利行使、単元未満株式の買増請求による売却)	4,207	1,376,891	32,000	10,456,714
保有自己株式数	8,277,839	―	8,247,343	―

（注）当期間における保有自己株式数には、平成24年６月１日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買増請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、永続的に財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当を継続していくことで、株主の皆さまへの利益還元に努めていくことを配当の基本方針としております。

当行の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当は株主総会であり、また、取締役会決議にて会社法454条第５項に規定する中間配当を実施することができる旨定款で定めております。

こうした方針のもと、当事業年度の普通株式の配当は、１株あたり４円（期末配当４円）、A種優先株式については、定款および発行要項の定めに従い、１株当たり7.10円（期末配当7.10円）とさせていただきました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たりの配当額 （円）
平成24年６月26日 定時株主総会決議	普通株式	570	4.00
平成24年６月26日 定時株主総会決議	A種優先株式	284	7.10

４ 【株価の推移】

(1) 【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

①普通株式

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	平成20年３月	平成21年３月	平成22年３月	平成23年３月	平成24年３月
最高(円)	429	344	259	196	200
最低(円)	292	162	155	124	132

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

②Ａ種優先株式

Ａ種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

(2) 【最近６月間の月別最高・最低株価】

①普通株式

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年１月	２月	３月
最高(円)	169	156	152	154	200	182
最低(円)	149	146	139	142	152	165

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

②Ａ種優先株式

Ａ種優先株式は、非上場株式であるため該当ありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役頭取	代表取締役	杉 本 康 雄	昭和22年２月27日生	昭和44年６月 平成元年12月 平成３年４月 平成６年４月 平成８年６月 平成９年10月 平成12年６月 平成13年１月 平成14年８月 平成15年６月 平成16年６月 平成17年４月 平成17年６月 平成17年６月 平成18年３月	弘前相互銀行入行 当行根城支店長 国道支店長 業務推進部長 取締役業務推進部長 取締役企画調整部長 常務取締役人事部長 常務取締役 取締役 取締役古川支店長 兼ユニバース沖館店出張所長 みちのくユーシーカード株式会社 代表取締役社長 みちのくカード株式会社 代表取締役社長 当行顧問 代表取締役頭取 代表取締役頭取兼執行役員(現職)	平成24年6月から1年	普通株式 35
取締役副頭取	代表取締役	髙 田 邦 洋	昭和32年５月18日生	昭和56年４月 平成11年４月 平成14年６月 平成17年12月 平成18年３月 平成18年６月 平成19年４月 平成20年３月 平成24年６月	当行入行 小柳支店長 堅田支店長 経営企画部長 執行役員経営企画部長 取締役兼執行役員経営企画部長 取締役兼執行役員 取締役兼常務執行役員 代表取締役副頭取兼執行役員（現職）	平成24年6月から1年	普通株式 11
取締役	総務部長	熊 地 貴 志	昭和31年10月21日生	昭和54年４月 平成７年４月 平成９年３月 平成９年７月 平成12年６月 平成15年10月 平成17年12月 平成19年２月 平成19年４月 平成21年４月 平成21年６月 平成24年４月	当行入行 旭ヶ丘支店長 下土手町支店副支店長 堅田支店長 深浦支店長 岩木支店長 コンプライアンス統括部副部長 監査部長 執行役員監査部長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員 取締役兼常務執行役員総務部長（現職）	平成24年6月から1年	普通株式 9
取締役		稲 庭 勉	昭和36年４月10日生	昭和60年４月 平成16年６月 平成17年７月 平成17年12月 平成18年３月 平成19年２月 平成19年３月 平成22年４月 平成22年６月	当行入行 問屋町支店長 審査管理部副部長 審査管理部長 執行役員審査部長 執行役員 執行役員本店営業部長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員（現職）	平成24年6月から1年	普通株式 3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
取締役		松 木 昭 彦	昭和33年１月13日生	昭和55年４月 平成18年７月 平成20年３月 平成22年４月 平成22年６月	当行入行 事務統括部長 執行役員事務統括部長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員（現職）	平成24年6月から1年	普通株式 19
取締役		加 藤 政 弘	昭和28年11月22日生	昭和47年３月 平成９年４月 平成10年６月 平成13年４月 平成15年６月 平成17年７月 平成18年３月 平成21年４月 平成24年６月	株式会社弘前相互銀行入社 当行八戸支店副支店長 ききょう支店長 国道支店長 八戸駅前支店長 営業統括部長 執行役員八戸支店長 常務執行役員 取締役兼常務執行役員（現職）	平成24年6月から1年	普通株式 4
取締役		藤 井 正 夫	昭和23年６月12日生	昭和59年４月 昭和59年４月 平成５年９月 平成15年３月 平成18年４月 平成22年６月	第一東京弁護士会弁護士登録 岩田合同法律事務所入所 同事務所パートナー（現職） 奥多摩工業株式会社監査役（現職） 株式会社ネオジャパン監査役（現職） 当行取締役(現職)	平成24年6月から1年	―
取締役		熊 谷 清 一	昭和23年４月９日生	平成元年４月 平成元年４月 平成４年４月 平成10年４月 平成14年11月 平成17年10月 平成18年４月 平成19年７月 平成20年７月 平成23年６月	東京弁護士会弁護士登録 辰巳法律事務所入所 熊谷法律事務所弁護士 たいよう総合法律事務所弁護士 あおば綜合法律会計事務所弁護士 株式会社ディメール監査役（現職） トヨタカローラ八戸株式会社監査役（現職） 弁護士法人あおば綜合法律事務所代表社員（現職） 株式会社デーリー東北新聞社監査役（現職） 当行取締役（現職）	平成24年6月から1年	―
常勤監査役		佐 藤 郁 夫	昭和27年８月９日生	昭和50年４月 昭和63年７月 平成２年２月 平成２年５月 平成５年11月 平成８年５月 平成10年８月 平成11年４月 平成15年１月 平成18年５月 平成18年６月	日本銀行入行 大阪支店調査役 管財局調査役 文書局調査役 長野事務所長 考査局考査役 整理回収銀行(大阪本部企画部長)へ出向 整理回収機構(整理部次長)へ出向 業務局代理店課長 業務局企画役 当行常勤監査役(現職)	平成22年6月から4年	普通株式 10
常勤監査役		石 田 久	昭和28年１月６日生	昭和46年３月 平成９年10月 平成12年６月 平成14年４月 平成16年８月 平成17年12月 平成19年６月	弘前相互銀行入行 当行白銀支店長 審査部副部長 亀田支店長 秘書室長 コンプライアンス統括部長 常勤監査役（現職）	平成23年6月から4年	普通株式 13
監査役		榊 佳 弘	昭和28年12月20日生	昭和51年４月 昭和55年４月 昭和58年２月 平成３年５月 平成11年６月	大都魚類株式会社入社 マルヨ水産株式会社入社 専務取締役 代表取締役社長(現職) 当行監査役(現職)	平成21年6月から4年	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)
監査役		白 土 泰 次	昭和19年６月29日生	昭和42年４月 昭和62年10月 平成２年12月 平成４年５月 平成６年５月 平成10年３月 平成14年４月 平成15年５月 平成16年６月 平成17年６月 平成17年10月 平成19年６月 平成21年４月	富士銀行入行 青森支店長 錦糸町支店長 小松川支店長 関連事業部長 芙蓉総合開発株式会社代表取締役社長 芙蓉総合リース株式会社常務取締役 株式会社エフ・ジー・エル・サービス代表取締役社長 芙蓉オートリース株式会社取締役 当行監査役(現職) 株式会社エフ・ジー・エル・サービス取締役 日本抵当証券株式会社取締役 芙蓉総合リース株式会社取締役	平成21年6月から4年	―
監査役		東　 康 夫	昭和23年２月２日生	昭和46年３月 昭和57年３月 昭和59年２月 昭和62年１月 平成19年６月 平成21年12月 平成22年11月	日曹エンジニアリング株式会社入社 東北化学薬品株式会社入社 同社常務取締役 同社代表取締役社長 当行監査役(現職) 東北化学薬品株式会社取締役会長(現職) 進和ケミカル株式会社代表取締役（現職）	平成21年6月から4年	―
監査役		鳥谷部 眞実	昭和39年２月８日生	平成６年３月 平成６年３月 平成13年12月 平成13年12月 平成20年６月	株式会社ヤマウ鳥谷部商店取締役 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫取締役 株式会社ヤマウ鳥谷部商店代表取締役社長（現職） 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫代表取締役社長（現職） 当行監査役(現職)	平成21年6月から4年	普通株式 13
計							118

(注) 1 取締役藤井正夫、熊谷清一は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
また、藤井正夫は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

2 監査役佐藤郁夫、榊佳弘、白土泰次、東康夫、鳥谷部眞実は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
また、佐藤郁夫は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。

3 当行は、業務執行と監督の分離による迅速な意思決定を目的として執行役員制度を導入しております。
取締役を兼務しない執行役員は下記のとおりです。

氏　名	地　位　及び　担　当
福井 荘一	常務執行役員
佐藤 正明	執行役員函館支店長
古川 博章	執行役員八戸営業部長
小笠原 金一	執行役員弘前営業部長
髙嶋 賢治	執行役員本店営業部長
岩岡 高徳	執行役員経営企画部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行のコーポレート・ガバナンスの状況は次のとおりです。

なお、本項目は事業年度末日の状況によっております。

① 企業統治の体制の概要等

当行は監査役制度を採用しており、当行の監査役は６名(常勤監査役２名、非常勤監査役４名)となっております。監査の実効性を確保するため、監査役は全員が取締役会に出席しているほか経営会議等の重要会議に常勤監査役が出席しております。

なお、監査役制度をより有効に機能させるため、監査役会直轄の専任部署として監査役室を設置し、監査体制の充実を図っております。

経営の意思決定機能につきましては、月１回の「取締役会」および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。

取締役は総員８名で、うち社外取締役は２名であります。

また、取締役会の委任を受けた事項について、協議・決議する機関として代表取締役および取締役兼役付執行役員で構成される「経営会議」を週１回の定例開催および必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。

このほか、弁護士や公認会計士、学識経験者などの幅広い知識や経験を有した外部有識者の意見を経営に反映させた恒常的な組織として「内部統制委員会」を設置しており、会社法に基づく、内部統制システムの体制整備に向けた取り組みにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

このように当行では、経営のガバナンス態勢を強化するため、社外取締役、社外監査役の積極的な登用および外部有識者で構成する内部統制委員会の設置等、ガバナンス強化を最重要課題と捉え、重点的に取組んでまいりました。本体制により、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性確保等に取組むとともに、経営の業務執行に対する監視、牽制機能を有効に機能させたガバナンス態勢が構築できるものと考え、現状の体制を採用しております。

金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下にあって、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、リスク管理の統括部署として、「リスク統括部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。

内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、「全役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制」など10項目について体制の整備を図っております。

当行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、当該社外取締役及び社外監査役の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

② 内部監査及び監査役監査の状況

当行の内部監査は、監査部（平成24年３月末現在28名）が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに監査部資産監査室が自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については代表取締役及び取締役会に報告されております。内部監査の堅確性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。

監査役には、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、法務等の専門分野、および地元経済界での企業経営経験などを有した人材及び行内審査・コンプライアンス部門等での実務経験を有する人材を選任しており、監査役会の決議に基づく役割分担及び各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、取締役の職務執行を監査しております。さらに会計監査人より定期的に監査結果の報告を受ける他、必要に応じ適宜往査立会を実施する等緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

監査部及び監査役は、内部統制関連部門と緊密な連携を保ち、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意見交換を定期的に行っております。

会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当行は、社外取締役２名及び社外監査役５名を選任しております。社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という。）と当行との間で、人的、資本的、取引関係及びその他において特別の利害関係はありません。

なお、各社外役員と当行との取引関係等は下記のとおりであります。

氏　名	役　職	提出会社との取引関係等
藤井　正夫	社外取締役	当行から案件依頼関係のある岩田合同法律事務所のパートナーを務めております。案件の担当弁護士は藤井正夫以外の弁護士であり、社外取締役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所へ届出を行っております。
熊谷　清一	社外取締役	当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
佐藤　郁夫	社外監査役	当行と預け金及び借入金取引がある日本銀行の出身であります。同行との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、佐藤郁夫は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 なお、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所へ届出を行っております。
榊 佳弘 (注)1	社外監査役	当行と預金、貸出金、支払承諾等の取引があるマルヨ水産株式会社の代表取締役社長を務めております。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、同社は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
白土 泰次 (注)2	社外監査役	当行と預金及び貸出金等の取引がある芙蓉総合リース株式会社及び芙蓉オートリース株式会社の出身であります。両社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、当行と芙蓉総合リース株式会社は相互に株式を保有しておりますが、互いに主要株主に該当せず、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

氏　名	役　職	提出会社との取引関係等
東 康夫	社外監査役	当行と預金及び支払承諾等の取引がある東北化学薬品株式会社の取締役会長を務めております。同社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、当行は同社株式（議決権割合4.8%）を保有しておりますが、主要株主には該当しません。同社も当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
鳥谷部眞実 (注)1	社外監査役	当行と預金及び貸出金の取引がある株式会社ヤマウ鳥谷部商店及び株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫の代表取締役社長を務めております。両社との取引条件及び取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っております。また、鳥谷部眞実及び株式会社ヤマウ鳥谷部商店は当行株式を保有しておりますが、議決権の割合は僅少であります。 これらのことから、社外監査役の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

（注）1．上記のうち、社外監査役 榊佳弘及び鳥谷部眞実との取引内容等については、「第５ 経理の状況」中、「(1)連結財務諸表」の「関連当事者関係」においても記載しております。
2．当行が保有する芙蓉総合リース株式会社の株式は、当行が信託財産として保有する株式 （みなし保有株式）であります。

社外役員は、他社での金融実務経験、法務等の専門分野、地元経済界での企業経営経験等に基づき、当行の経営に対して客観的な牽制機能を発揮されることを期待して選任を行っております。社外役員を選任するための当行からの独立性に関する基準（方針）は経営者に対し、一般株主及び経営者以外の利害関係者との利益相反を監督することができると期待される者を選任することと決定しております。

社外役員が企業統治において果たす機能及び役割、内部監査、会計監査との相互連携、内部統制部門との関係は次のとおりであります。

常勤の社外監査役が業務稟議書の閲覧等により業務執行をモニタリングしているほか、経営会議等における内部監査部門からの監査状況報告、内部統制委員会における財務報告に係る内部統制の状況の報告を受け、必要な発言を適宜行っております。また、社外監査役は会計監査人より職務の遂行に関する報告を受け、社外監査役からも会計監査人へ意見を述べております。

社外役員は取締役会、内部統制委員会等の重要会議へ役割に応じてそれぞれ出席し、適切な発言を行い、当行の経営に対する独立の立場からの牽制機能を果たしております。

なお、社外取締役 藤井正夫と、社外監査役 佐藤郁夫を、株式会社東京証券取引所へ独立役員として届出を行っております。

④ 役員の報酬等

当行の役員報酬制度は、確定金額報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬型ストックオプションからなっております。

役員報酬等は、取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」に従って算定されます。「役員報酬等規程」及び「株式報酬型ストックオプション規程」の内容は、下記のとおりであります。

確定金額報酬は役位により確定しており、業績連動報酬は年度業績等に連動する報酬額であり、ともに月額支給するものであります。また、株式報酬型ストックオプション制度は、常勤の取締役及び執行役員に対し、権利行使期間を25年以内とする新株予約権（１株当たりの権利行使価格を１円とする。）を、取締役は年間の総額の上限額を60百万円、執行役員は30百万円の範囲内で、割り当てるものであります。なお、常勤の取締役及び執行役員に法令または当行の定款もしくは内規について重大な違反があった場合、権利行使を認めないこととしております。

上記の役員報酬の決定方針は業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上並びに株主重視の経営意識をより一層高めることを目的としております。

なお、常勤監査役並びに非常勤役員（取締役、監査役）に対しては、独立性を確保するため、業績連動報酬の対象とはせず、全てを確定金額報酬といたしております。

当事業年度（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額（百万円）	確定報酬金額	業績連動報酬	役員退職金	ストックオプション	その他
取締役	8	153	99	－	14	40	－
監査役	1	19	19	－	－	－	－
社外役員	8	48	43	－	－	－	4

（注）1. 役員の使用人としての報酬はありません。
2. 取締役に対する確定金額報酬ならびに業績連動報酬の総額は、平成18年６月28日開催の第34期定時株主総会で決議されました報酬等の年額165百万円の枠内（社外役員中の非常勤取締役を含みます）で支給するものであります。
3. 役員退職金の計数は、旧役員報酬制度（平成22年６月廃止）に基づく役員退職慰労金であります。
4. 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、平成22年６月24日開催の第38期定時株主総会で決議されました年額60百万円（総数300個）を上限に支給するものであります。
5. 社外役員の報酬等のうち「その他」は、内部統制委員会委員としての報酬であります。

⑤ 株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数　　124銘柄

貸借対照表計上額の合計額　　8,430百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	858	経営戦略上の協力関係の維持・強化
ヒューリック株式会社	1,043,700	754	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社テーオー小笠原	415,000	498	総合的な取引関係の維持・深化
東日本旅客鉄道株式会社	100,000	462	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社十六銀行	1,135,000	309	経営戦略上の協力関係の維持・強化
芙蓉総合リース株式会社	110,300	273	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社ジャックス	1,193,508	266	総合的な取引関係の維持・深化
電源開発株式会社	100,000	256	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社北越銀行	1,194,382	226	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ケーズホールディングス	86,576	207	総合的な取引関係の維持・深化
ＮＫＳＪホールディングス株式会社	375,732	204	経営戦略上の協力関係の維持・強化
丸三証券株式会社	500,917	203	経営戦略上の協力関係の維持・強化
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社	97,031	183	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社大垣共立銀行	634,000	172	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社千葉興業銀行	358,030	170	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社清水銀行	46,300	169	経営戦略上の協力関係の維持・強化
安田倉庫株式会社	300,000	147	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社肥後銀行	294,000	136	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社セディナ	878,569	136	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社武蔵野銀行	48,300	130	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ＴＴＫ	287,000	128	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社四国銀行	497,000	126	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山形銀行	305,000	126	経営戦略上の協力関係の維持・強化
フィデアホールディングス株式会社	527,000	125	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東邦銀行	491,000	110	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社アルバック	50,000	98	総合的な取引関係の維持・深化
東北化学薬品株式会社	230,000	87	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社富山銀行	502,000	72	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東京都民銀行	64,428	69	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社サンワドー	100,000	68	総合的な取引関係の維持・深化

（注）特定投資株式のうち、東京海上ホールディングス株式会社、ヒューリック株式会社、株式会社テーオー小笠原、東日本旅客鉄道株式会社を除く26銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の１以下でありますが、上位30銘柄について記載しております。

（みなし保有株式）

該当ありません。

（当事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の28銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
東京海上ホールディングス株式会社	386,032	876	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東日本旅客鉄道株式会社	100,000	521	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社ジャックス	1,193,508	352	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社テーオー小笠原	312,000	329	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社ケーズホールディングス	86,576	230	総合的な取引関係の維持・深化
電源開発株式会社	100,000	224	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社北越銀行	1,194,382	211	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社大垣共立銀行	634,000	188	経営戦略上の協力関係の維持・強化
丸三証券株式会社	500,917	186	経営戦略上の協力関係の維持・強化
ＮＫＳＪホールディングス株式会社	93,933	173	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社千葉興業銀行	358,030	173	経営戦略上の協力関係の維持・強化
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス株式会社	97,031	164	経営戦略上の協力関係の維持・強化
安田倉庫株式会社	300,000	160	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社四国銀行	497,000	154	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社清水銀行	46,300	151	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社肥後銀行	294,000	144	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	52,714	143	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東邦銀行	491,000	138	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社武蔵野銀行	48,300	137	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社ＴＴＫ	287,000	121	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社山形銀行	305,000	119	経営戦略上の協力関係の維持・強化
フィデアホールディングス株式会社	527,000	118	経営戦略上の協力関係の維持・強化
東北化学薬品株式会社	230,000	92	総合的な取引関係の維持・深化
株式会社富山銀行	502,000	79	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社サンデー	133,100	77	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東北銀行	500,000	75	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社山陰合同銀行	100,000	65	経営戦略上の協力関係の維持・強化
株式会社東京都民銀行	64,428	64	経営戦略上の協力関係の維持・強化

（注）特定投資株式のうち、東京海上ホールディングス株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジャックスを除く25銘柄については、貸借対照表計上額が資本金額の100分の１以下でありますが、上位28銘柄について記載しております。

（みなし保有株式）

銘柄	株式数	貸借対照表計上額（百万円）	保有目的
ヒューリック株式会社	1,043,700	1,045	議決権行使の指図
芙蓉総合リース株式会社	110,300	323	議決権行使の指図

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益および評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額（百万円）	受取配当金（百万円）	売却損益（百万円）	評価損益（百万円）
上場株式	1,881	59	―	△577
非上場株式	―	―	―	―

	当事業年度			
	貸借対照表計上額（百万円）	受取配当金（百万円）	売却損益（百万円）	評価損益（百万円）
上場株式	1,863	66	△49	△467
非上場株式	―	―	―	―

ニ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当ありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当ありません。

⑥ 取締役の定数

当行の取締役は12名以内とする旨、定款に定めております。

⑦ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票に依らない旨、定款に定めております。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項とその理由

（イ）自己株式の取得

当行は、機動的な資本政策の遂行を可能にするため、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

（ロ）中間配当

当行は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当を行なうことができる旨、定款で定めております。

⑨ 種類株式の議決権及び内容

当行は、金融機能強化法に基づく株式会社整理回収機構を第三者割当先とするＡ種優先株式200億円を発行しております。Ａ種優先株式は、中小企業等への安定的かつ円滑な資金提供をこれまで以上に強力に推進し、地域経済の活性化に資することを目的としております。

Ａ種優先株式は法令等の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。Ａ種優先株式に関しては、下記の事項につき株主総会決議事項を取締役会にて決議できる旨定款に定めております。

（イ） 配当金支払に関する事項

（ロ） 普通株式を対価とする取得請求権の取得請求期間に関する事項

（ハ） 優先株主に対する残余財産の分配に関する事項

（ニ） 金銭を対価とする取得に関する事項

（ホ） 普通株式を対価とする取得に関する事項

Ａ種優先株式の詳細な内容については、「第４ 提出会社の状況 １．株式等の状況 （１）株式等の総数等 ②発行済株式」に記載しております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう旨、定款に定めております。

〔コーポレート・ガバナンスの体系図〕

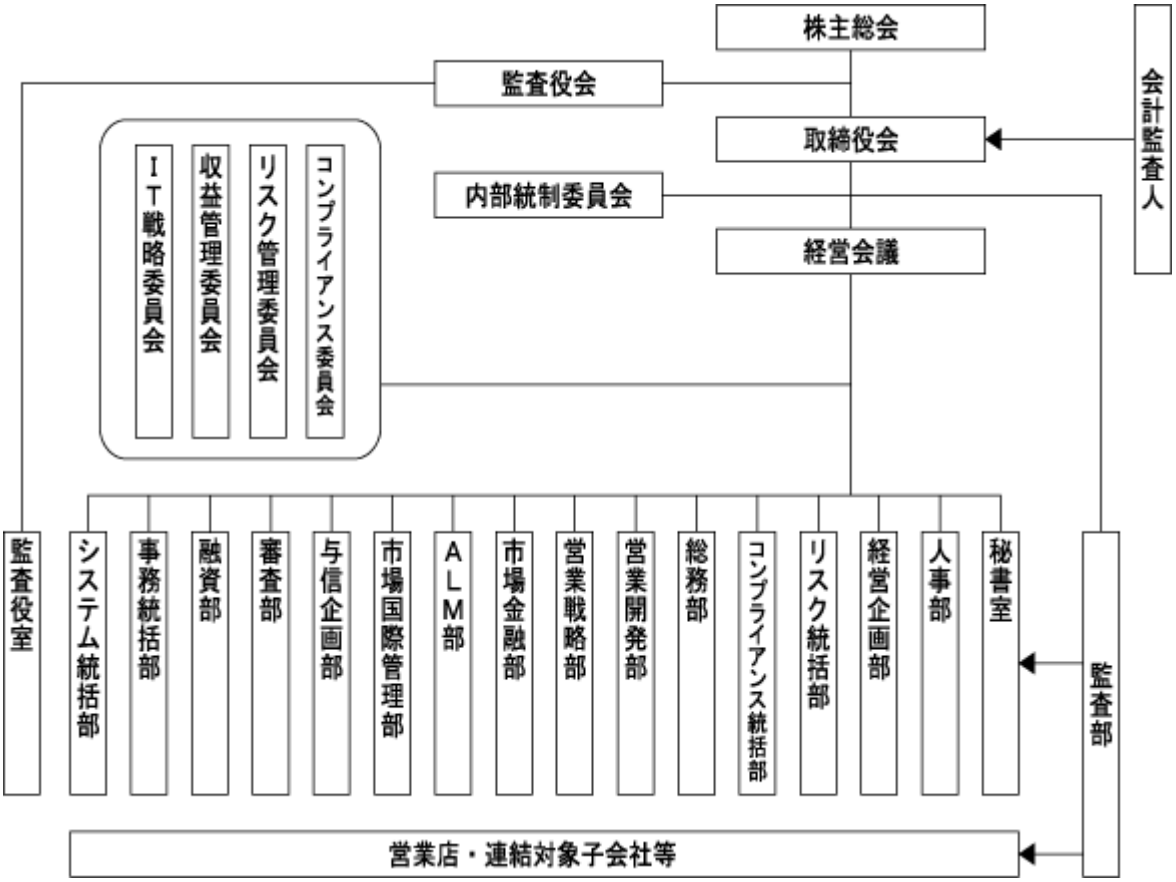

⑪ 会計監査の状況

（イ）業務を執行した公認会計士の氏名

山内 正彦氏（新日本有限責任監査法人）

村田 賢治氏（新日本有限責任監査法人）

（ロ）監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　９名

その他　　12名

（注）その他は、公認会計士試験合格者等であります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	77	8	74	1
連結子会社	5	―	―	―
計	82	8	74	1

(注)「監査公認会計士等」とは、開示府令第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項なし。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

提出会社に対する非監査業務の内容は、下記のとおりであります。

前連結会計年度及び当連結会計年度

国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）への移行等にかかる助言業務

④ 【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第５ 【経理の状況】

１ 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

２ 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

３ 当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、連結会計年度（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成23年４月１日 至平成24年３月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

４ 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、下記のとおりであります。

（１）当行は公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。会計基準等の内容を理解し適正な財務報告を行うため、外部研修への参加・行内研修を継続的に行っております。

（２）行内の規程手続・内部統制を構築し、適正な財務報告を行う態勢を整備しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
①【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
資産の部		
現金預け金	121,947	212,595
コールローン及び買入手形	112,211	152,136
買入金銭債権	6,659	5,026
商品有価証券	172	177
金銭の信託	19,999	19,794
有価証券	※7, ※14 388,216	※7, ※14 372,135
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,232,474	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 1,238,103
外国為替	※5 1,277	※5 1,045
その他資産	※7 32,205	※7 7,369
有形固定資産	※10, ※11 13,581	※10, ※11 13,659
建物	3,492	3,239
土地	※9 6,800	※9 6,949
建設仮勘定	29	8
その他の有形固定資産	3,259	3,461
無形固定資産	2,776	3,136
ソフトウエア	1,748	2,439
その他の無形固定資産	1,027	697
繰延税金資産	14,612	13,454
支払承諾見返	10,729	10,232
貸倒引当金	△20,871	△20,914
資産の部合計	1,935,992	2,027,954
負債の部		
預金	※7 1,772,962	※7 1,850,127
譲渡性預金	―	9,000
借用金	※7, ※12 2,000	※7, ※12 8,100
外国為替	15	8
社債	※13 15,000	※13 15,000
その他負債	56,782	61,731
賞与引当金	939	940
退職給付引当金	8,984	3,539
睡眠預金払戻損失引当金	662	783
偶発損失引当金	283	206
利息返還損失引当金	105	39
繰延税金負債	130	1
再評価に係る繰延税金負債	※9 850	※9 691
支払承諾	10,729	10,232
負債の部合計	1,869,445	1,960,401

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,772	29,771
利益剰余金	6,437	7,547
自己株式	△2,700	△2,704
株主資本合計	67,676	68,781
その他有価証券評価差額金	△1,137	△1,686
繰延ヘッジ損益	△349	－
土地再評価差額金	311 ※9	345 ※9
その他の包括利益累計額合計	△1,175	△1,340
新株予約権	40	104
少数株主持分	6	7
純資産の部合計	66,547	67,552
負債及び純資産の部合計	1,935,992	2,027,954

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
経常収益	45,266	42,838
資金運用収益	32,175	30,500
貸出金利息	25,962	25,091
有価証券利息配当金	6,055	5,199
コールローン利息及び買入手形利息	72	85
預け金利息	11	74
その他の受入利息	74	50
役務取引等収益	5,938	5,894
その他業務収益	6,466	5,367
その他経常収益	※1 685	※1 1,076
経常費用	43,506	40,805
資金調達費用	3,212	2,646
預金利息	2,420	2,095
譲渡性預金利息	―	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
借用金利息	36	40
社債利息	356	305
金利スワップ支払利息	334	142
その他の支払利息	63	62
役務取引等費用	3,271	3,044
その他業務費用	7,020	8,108
営業経費	25,189	24,840
その他経常費用	4,811	2,165
貸倒引当金繰入額	1,844	623
その他の経常費用	※2 2,966	※2 1,542
経常利益	1,759	2,032
特別利益	809	921
固定資産処分益	30	191
負ののれん発生益	476	―
償却債権取立益	302	―
退職給付信託設定益	―	729
特別損失	336	473
固定資産処分損	111	103
減損損失	※3 ―	※3 369
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	―
税金等調整前当期純利益	2,232	2,480
法人税、住民税及び事業税	212	163
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	―	△194
法人税等調整額	△1,405	734
法人税等合計	△1,192	702
少数株主損益調整前当期純利益	3,425	1,777
少数株主利益	112	0
当期純利益	3,313	1,776

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	3,425	1,777
その他の包括利益	※1 △2,301	※1 △97
その他有価証券評価差額金	△2,158	△548
繰延ヘッジ損益	△143	349
土地再評価差額金	―	101
包括利益	1,124	1,680
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	1,011	1,679
少数株主に係る包括利益	112	0

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	34,167	34,167
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	34,167	34,167
資本剰余金		
当期首残高	29,773	29,772
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	29,772	29,771
利益剰余金		
当期首残高	3,745	6,437
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
当期純利益	3,313	1,776
土地再評価差額金の取崩	△30	67
当期変動額合計	2,691	1,110
当期末残高	6,437	7,547
自己株式		
当期首残高	△2,695	△2,700
当期変動額		
自己株式の取得	△7	△5
自己株式の処分	1	1
当期変動額合計	△5	△4
当期末残高	△2,700	△2,704
株主資本合計		
当期首残高	64,991	67,676
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
当期純利益	3,313	1,776
自己株式の取得	△7	△5
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	△30	67
当期変動額合計	2,684	1,105
当期末残高	67,676	68,781

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,020	△1,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,158	△548
当期変動額合計	△2,158	△548
当期末残高	△1,137	△1,686
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△205	△349
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△143	349
当期変動額合計	△143	349
当期末残高	△349	－
土地再評価差額金		
当期首残高	280	311
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	30	34
当期変動額合計	30	34
当期末残高	311	345
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,095	△1,175
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	30	34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,301	△199
当期変動額合計	△2,271	△165
当期末残高	△1,175	△1,340
新株予約権		
当期首残高	－	40
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	64
当期変動額合計	40	64
当期末残高	40	104
少数株主持分		
当期首残高	8,075	6
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,068	0
当期変動額合計	△8,068	0
当期末残高	6	7

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
純資産合計		
当期首残高	74,162	66,547
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
当期純利益	3,313	1,776
自己株式の取得	△7	△5
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	－	101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,330	△133
当期変動額合計	△7,615	1,005
当期末残高	66,547	67,552

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,232	2,480
退職給付信託設定損益（△は益）	―	△729
減価償却費	1,574	1,584
負ののれん発生益	△476	―
減損損失	―	369
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	―
貸倒引当金の増減（△）	△9,052	43
賞与引当金の増減額（△は減少）	38	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△1,029	△4,067
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△280	―
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△80	120
偶発損失引当金の増減（△）	△30	△77
利息返還損失引当金の増減額（△は減少）	△1	△65
資金運用収益	△32,175	△30,500
資金調達費用	3,212	2,646
有価証券関係損益（△）	1,146	4,124
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△39	167
為替差損益（△は益）	7	△4
固定資産処分損益（△は益）	80	△189
貸出金の純増（△）減	11,531	△5,628
預金の純増減（△）	34,477	77,164
譲渡性預金の純増減（△）	―	9,000
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	―	6,100
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	10,038	△101
コールローン等の純増（△）減	△9,624	△38,291
外国為替（資産）の純増（△）減	△291	232
外国為替（負債）の純増減（△）	△4	△6
資金運用による収入	31,926	30,769
資金調達による支出	△3,143	△2,585
その他	△1,367	1,377
小計	38,892	53,933
法人税等の還付額	94	141
法人税等の支払額	△239	△172
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,747	53,903

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,786,126	△1,686,053
有価証券の売却による収入	1,347,900	1,562,647
有価証券の償還による収入	494,992	163,116
有形固定資産の取得による支出	△1,162	△1,515
無形固定資産の取得による支出	△1,249	△1,055
有形固定資産の売却による収入	120	273
投資活動によるキャッシュ・フロー	54,473	37,413
財務活動によるキャッシュ・フロー		
少数株主への払戻による支出	△7,677	－
劣後特約付社債の償還による支出	△15,000	－
劣後特約付社債の発行による収入	14,891	－
配当金の支払額	△592	△734
少数株主への配当金の支払額	△21	－
自己株式の取得による支出	△7	△5
自己株式の売却による収入	0	0
リース債務の返済による支出	△29	△36
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,435	△775
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7	4
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	84,778	90,545
現金及び現金同等物の期首残高	36,716	121,495
現金及び現金同等物の期末残高	※1 121,495	※1 212,040

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1　連結の範囲に関する事項

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(1) 連結子会社　４社 会社名 株式会社みちのくオフィスサービス みちのく信用保証株式会社 みちのくカード株式会社 Michinoku Preferred Capital Cayman Limited (2) 非連結子会社 該当ありません。

2　持分法の適用に関する事項

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(1) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (2) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

3　連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 ３月末日　　３社 １月24日　　１社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しておりますが、Michinoku Preferred Cap ital Cayman Limitedは３月末日に仮決算を行い、仮決算の財務諸表により連結しております。

4　会計処理基準に関する事項

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産(リース資産を除く) 当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　：３年～50年 その他：２年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 当行の有形固定資産（平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ＡＴＭや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当連結会計年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。 この変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。 (追加情報) 従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用しておりましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。 この変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。 ②無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。 ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、前連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、当連結会計年度から直接減額を行っておりません。当連結会計年年度末における前連結会計年度までの当該直接減額した額の残高は20,446百万円（前連結会計年度末は23,884百万円）であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
(10)利息返還損失引当金の計上基準 利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
(11)外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
(12)リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
(13)重要なヘッジ会計の方法 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度において、ヘッジ対象であったその他有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ手段であった金利スワップ取引の評価差額を損益として認識し、ヘッジ会計の終了処理を行っております。
(14)のれんの償却方法及び償却期間 のれんについては、発生した連結会計年度に一括して償却しております。
(15)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(16)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
（１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用） 当連結会計年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。 これによる影響については、「（１株当たり情報）」に記載しております。

【追加情報】

当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前連結会計年度については遡及処理を行っておりません。 (連結納税制度の採用) 当連結会計年度から、当行及び一部の連結子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※１．貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
破綻先債権額	2,933百万円	1,458百万円
延滞債権額	34,556百万円	30,723百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※２．貸出金のうち３ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
３ヵ月以上延滞債権額	―百万円	206百万円

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※３．貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
貸出条件緩和債権額	8,234百万円	9,544百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※４．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
合計額	45,725百万円	41,931百万円

なお、上記１から４に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※５．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
3,537百万円	3,377百万円

※６．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
4,970百万円	1,000百万円

※７．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	32,581百万円	31,861百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	32,613百万円	31,893百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,170百万円	952百万円
借用金	―百万円	6,100百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
有価証券	50,259百万円	49,016百万円

また、その他資産のうち、保証金は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
保証金	463百万円	446百万円

※８．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
融資未実行残高	212,562百万円	218,300百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	210,062百万円	215,738百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※９．土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
1,991百万円	2,163百万円

※10．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
減価償却累計額	15,591百万円	15,748百万円

※11. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
圧縮記帳額	2,572百万円	2,566百万円

※12. 借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	2,000百万円

※13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
3,940百万円	4,842百万円

(連結損益計算書関係)

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	
償却債権取立益	―百万円	償却債権取立益	300百万円

※２．その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	
貸出金償却	1,721百万円	貸出金償却	6百万円
債権売却損	101百万円	債権売却損	43百万円
株式等償却	441百万円	株式等償却	399百万円

※３．減損損失

当連結会計年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額369百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地・建物	369

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし（出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしております。）、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

※１ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：	
当期発生額	△3,179百万円
組替調整額	2,630百万円
税効果調整前	△548百万円
税効果額	―百万円
その他有価証券評価差額金	△548百万円
繰延ヘッジ損益：	
当期発生額	440百万円
組替調整額	△91百万円
税効果調整前	349百万円
税効果額	―百万円
繰延ヘッジ損益	349百万円
土地再評価差額金：	
当期発生額	―百万円
組替調整額	―百万円
税効果調整前	―百万円
税効果額	101百万円
土地再評価差額金	101百万円
その他の包括利益合計	△97百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

Ⅰ　前連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	―	―	150,895	
A種優先株式	40,000	―	―	40,000	
合計	190,895	―	―	190,895	
自己株式					
普通株式	8,210	39	5	8,244	(注)
A種優先株式	―	―	―	―	
合計	8,210	39	5	8,244	

(注) 普通株式の自己株式の増加39千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少５千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					40	
合計		―					40	

３．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月24日定時株主総会	普通株式	428	3.000	平成22年３月31日	平成22年６月25日
平成22年６月24日定時株主総会	A種優先株式	164	4.109	平成22年３月31日	平成22年６月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年６月23日定時株主総会	普通株式	427	その他利益剰余金	3.00	平成23年３月31日	平成23年６月24日
平成23年６月23日定時株主総会	A種優先株式	306	その他利益剰余金	7.66	平成23年３月31日	平成23年６月24日

Ⅱ 当連結会計年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	―	―	150,895	
A種優先株式	40,000	―	―	40,000	
合計	190,895	―	―	190,895	
自己株式					
普通株式	8,244	37	4	8,277	(注)
A種優先株式	―	―	―	―	
合計	8,244	37	4	8,277	

(注) 普通株式の自己株式の増加37千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少４千株は、単元未満株式の買増による減少であります。

２．新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	―					104	
合計		―					104	

３．配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年６月23日定時株主総会	普通株式	427	3.00	平成23年３月31日	平成23年６月24日
平成23年６月23日定時株主総会	A種優先株式	306	7.66	平成23年３月31日	平成23年６月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年６月26日定時株主総会	普通株式	570	その他利益剰余金	4.00	平成24年３月31日	平成24年６月27日
平成24年６月26日定時株主総会	A種優先株式	284	その他利益剰余金	7.10	平成24年３月31日	平成24年６月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
現金預け金勘定	121,947百万円	212,595百万円
その他	△452百万円	△554百万円
現金及び現金同等物	121,495百万円	212,040百万円

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計処理基準に関する事項」の「（4）減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	818	766	―	51
無形固定資産	886	803	―	82
合 計	1,704	1,570	―	134

当連結会計年度（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	117	102	―	15
無形固定資産	211	179	―	31
合 計	329	282	―	47

②未経過リース料期末残高相当額等

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当連結会計年度 （平成24年３月31日）
１年内	93	51
１年超	51	0
合 計	144	51
リース資産減損勘定の残高	―	―

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当連結会計年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
支払リース料	314	96
リース資産減損勘定の取崩額	―	―
減価償却費相当額	276	87
支払利息相当額	11	3
減損損失	―	―

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

当行では、預金業務及び貸出業務並びに有価証券投資業務等を営んでおり、市場環境の変動により時価の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しております。当行では、経営環境・経済環境の変化や期間ミスマッチ等から金利変動等による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（以下「ＡＬＭ」という。）を行っております。

また、このようなＡＬＭの一環として、デリバティブ取引も行っております。

なお、当行の連結子会社においては、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っている子会社や銀行業務を行っている子会社はございません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として地公体・法人向けの一般貸出金及び個人ローンであります。貸出金は、金利の変動リスクに晒されているとともに顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

貸出業務に次ぐ資金運用業務として、債券、株式等の有価証券投資を行っており、トレーディング、純投資、政策投資の目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

また、市場の混乱など一定の環境の下で取引が困難になり損失を被る流動性リスクに晒されております。

当行グループが保有する金融負債は主として国内の法人及び個人からの預金であります。預金は金利変動リスク（市場リスク）に晒されております。

社債及び借用金、コールマネーについては、金利・市場価格の変動リスク（市場リスク）に晒されているほか、当行の信用状況が悪化した場合、必要な資金が確保できない、または、資金の確保に当たって著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる流動性リスクに晒されております。

有価証券等のリスクコントロール及び外貨資産・負債に係る為替の変動リスク等のヘッジを主な目的として、為替予約取引、債券先物取引・同オプション取引、株価指数先物取引・同オプション取引、金利スワップのデリバティブ取引に取り組むこととしており、短期的な売買益を獲得する目的で行うデリバティブ取引については、事前に経営陣の承認を得るとともに、ポジション限度枠・ロスカットルール等を設定し、限定的に行うこととしております。

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当連結会計年度において、ヘッジ対象であったその他有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ手段であった金利スワップ取引の評価差額を損益として認識し、ヘッジ会計の終了処理を行っております。なお、ヘッジ会計の要件を満たしていない取引については、金利・為替・市場価格の変動リスク（市場リスク）及び信用リスク等に晒されております。

また、区分して処理することが適当と認められる複合金融商品の組込デリバティブについては、現物の金融資産と区分処理して時価評価することとしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「融資の基本理念（クレジット・ポリシー）」及び「信用リスク管理規程」に従い、年度毎に「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理プログラム」を策定し、信用リスク管理の高度化を図るとともに、半期毎に「信用リスク資本配賦額管理方針」にて投融資限度額を定め、これを超過することが見込まれる場合、すべて取締役会の決議事項とするなど、厳格に運用しております。加えて、大口与信先の管理態勢としては、「グループ等重点債権先管理手続」を定めており、貸出金額が一定以上の個社またはグループ先を抽出し、取締役会、経営会議に現況を報告のうえ、今後の取引方針を個社またはグループ先別に決定する態勢を構築しております。これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部・融資部により行われ、定期的に取締役会、経営会議へ報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部が監査しております。

デリバティブ取引等のカウンターパーティーリスクに関しては、与信企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ)市場リスクの管理（金利・為替・市場価格の変動リスク）

市場リスクを管理するにあたっては、「市場リスク管理規程」に則り、バリュー・アット・リスク（以下「ＶａＲ」という。）及び評価損益増減・実現損益等の指標を用いて管理しており、連結会計年度毎に「市場リスク管理方針」及び「市場リスク管理プログラム」を策定し、市場リスクの高度化に継続して取り組むなど、牽制機能を発揮できる管理体制を構築しております。具体的には、市場取引（デリバティブ取引を含む）に関する組織を、取引を執行する部署（フロントオフィス）を市場金融部、勘定処理や取引の照合等を行う部署（バックオフィス）を市場国際管理部に分離するとともに、市場取引に関する組織から独立したモニタリング・リスク管理部署（ミドルオフィス）をリスク統括部として相互牽制する体制としております。

リスク統括部では、半期毎にリスクリミット・損失限度枠等とこれらに対するアラームポイントを設定し、日次でモニタリングを行っており、定期的にリスク量の状況について取締役会、経営会議に報告しております。

また、有価証券投資については、「ＡＬＭ管理規程」及び「市場ポートフォリオ基本規程」等に則り、定期的に投融資方針が策定され、ＡＬＭ部会において資産負債構造の最適化に関する協議や許容リスクの範囲内において、経営の健全性維持と収益性向上の実現に向けた議論を行っております。

(ⅱ)市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「買入金銭債権」の一部、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」の一部、「デリバティブ取引」であります。当行グループではこれらの金融資産及び金融負債についてＶａＲを算定するに当たって、分散・共分散法（保有期間：10日～６ヶ月、信頼区間：99%、観測期間：１年）を採用しており、リスク特性を十分に勘案し算定しております。

当連結会計年度末における当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で10,474百万円（前連結会計年度末は19,287百万円）であります。

当行グループでは、モデルが算定するＶａＲと実際の損益を比較するバックテスティングを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、ＶａＲは過去の市場変動をベースに一定の発生確率のもと統計的に算出した市場リスク量を表しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下においてはリスクを捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」及び「資金ＡＬＭ管理規程」等に則り、当行全体の資金管理、円滑な資金繰り遂行、市場環境の監視等を行い、流動性リスクの顕在化の未然防止に努めております。

また、日次でモニタリングを行い、定期的に取締役会、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注２）参照）。

前連結会計年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	121,947	121,947	―
(2)コールローン及び買入手形	112,211	112,211	―
(3)買入金銭債権（※１）	6,658	6,658	―
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	172	172	―
(5)金銭の信託	19,999	19,999	―
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	5,939	5,959	19
その他有価証券	378,842	378,842	―
(7)貸出金	1,232,474		
貸倒引当金（※１）	△20,679		
	1,211,795	1,241,635	29,840
資産計	1,857,568	1,887,428	29,860
(1)預金	1,772,962	1,776,271	3,308
(2)譲渡性預金	―	―	―
(3)社債	15,000	14,693	△306
負債計	1,787,962	1,790,964	3,001
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	102	102	―
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,013)	(1,013)	―
デリバティブ取引計	(910)	(910)	―

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	212,595	212,595	―
(2)コールローン及び買入手形	152,136	152,136	―
(3)買入金銭債権（※１）	5,025	5,025	―
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	177	177	―
(5)金銭の信託	19,794	19,794	―
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	8,841	8,858	16
その他有価証券	360,146	360,146	―
(7)貸出金	1,238,103		
貸倒引当金（※１）	△20,723		
	1,217,379	1,246,683	29,303
資産計	1,976,097	2,005,418	29,320
(1)預金	1,850,127	1,853,432	3,305
(2)譲渡性預金	9,000	9,000	―
(3)社債	15,000	14,801	△198
負債計	1,874,127	1,877,234	3,106
デリバティブ取引（※２）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	302	302	―
ヘッジ会計が適用されているもの	―	―	―
デリバティブ取引計	302	302	―

（※１）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（※２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、住宅ローン債権信託の受益権証書、貸付債権信託の受益権証書については、取引金融機関から提示された価格によっております。資産流動化の小口債権等（売掛債権等一括支払信託受益権）の時価については、残存期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債（自行保証付を含む）については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は2,034百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は2,034百万円増加しており、当連結会計年度は、「有価証券」は954百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は954百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び（2）譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計（原則として金利満期日まで）を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、債券関連取引（債券先物）であり、割引現在価値により算出した価額、取引所の価格によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「（デリバティブ取引関係）」に記載してあります。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（6）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	平成23年３月31日	平成24年３月31日
①非上場株式（※１）（※２）	2,768	2,744
②組合出資金（※３）	665	402
合計	3,433	3,147

（※１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（※２）前連結会計年度において、非上場株式について46百万円減損処理を行っております。
当連結会計年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。
（※３）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超７年以内	７年超
預け金	82,999	―	―	―	―
コールローン及び買入手形	111,211	―	―	―	―
買入金銭債権	469	―	266	1,108	3,336
有価証券（※１）	108,889	32,210	57,803	63,180	86,365
満期保有目的の債券	100	3,800	1,970	70	―
うち国債	―	2,000	―	―	―
うち社債	100	1,800	1,970	70	―
その他有価証券のうち満期があるもの	108,789	28,410	55,833	63,110	86,365
うち国債	89,500	―	2,867	45,000	82,500
うち地方債	6,221	5,891	24,137	14,424	―
うち社債	13,068	20,175	27,183	903	902
その他	―	2,343	1,645	2,782	2,963
貸出金（※２）	180,593	125,970	130,574	83,124	618,484
合計	484,163	158,180	188,644	147,413	708,186

（※１）有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。
（※２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない36,255百万円、期間の定めのないもの54,471百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超
預け金	186,307	―	―	―	―
コールローン及び買入手形	152,136	―	―	―	―
買入金銭債権	471	3	182	905	1,667
有価証券（※１）	20,206	101,931	53,914	18,030	144,259
満期保有目的の債券	2,600	3,530	2,682	30	―
うち国債	2,000	2,000	―	―	―
うち社債	600	1,530	2,682	30	―
その他有価証券のうち満期があるもの	17,606	98,401	51,232	18,000	144,259
うち国債	―	75,367	2,500	18,000	140,000
うち地方債	2,938	1,096	536	―	―
うち社債	14,449	21,004	40,225	―	1,567
その他	218	934	7,971	―	2,691
貸出金（※２）	189,125	125,571	121,626	83,546	633,335
合計	548,248	227,506	175,723	102,482	779,262

（※１）有価証券の償還予定額は元本額を記載しておりますが、「その他」に含まれる投資信託については時価額を記載しております。

（※２）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない31,424百万円、期間の定めのないもの53,472百万円は含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超
預金（※）	1,605,555	130,144	37,263	0	―
譲渡性預金	―	―	―	―	―
社債	―	―	―	―	15,000
合計	1,605,555	130,144	37,263	0	15,000

（※）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超
預金（※）	1,661,016	164,895	24,214	0	―
譲渡性預金	9,000	―	―	―	―
社債	―	―	―	―	15,000
合計	1,670,016	164,895	24,214	0	15,000

（※）預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて記載しております。

次へ

(有価証券関係)

※１　連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「買入金銭債権」に含まれている貸付債権信託受益権を含めて記載しております。

※２　「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

１　売買目的有価証券

	平成23年３月31日	平成24年３月31日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	１百万円	１百万円

２　満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	社債	2,950	2,991	41
	小計	2,950	2,991	41
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,999	1,998	△ 1
	社債	990	969	△ 20
	小計	2,989	2,967	△ 22
合計		5,939	5,959	19

当連結会計年度(平成24年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	社債	3,477	3,513	36
	小計	3,477	3,513	36
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,999	3,999	△0
	社債	1,365	1,345	△19
	小計	5,364	5,345	△19
合計		8,841	8,858	16

３ その他有価証券

前連結会計年度(平成23年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,589	2,900	688
	債券	166,543	163,266	3,276
	国債	76,669	75,354	1,314
	地方債	52,078	50,600	1,478
	社債	37,794	37,311	483
	その他	11,692	11,206	485
	小計	181,824	177,374	4,450
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,535	7,317	△ 1,782
	債券	173,876	174,716	△ 839
	国債	149,070	149,783	△ 712
	地方債	―	―	―
	社債	24,806	24,933	△ 127
	その他	22,347	25,307	△ 2,960
	小計	201,759	207,341	△ 5,582
合計		383,583	384,715	△ 1,132

当連結会計年度(平成24年３月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,535	2,111	423
	債券	145,530	144,074	1,456
	国債	71,207	70,340	866
	地方債	4,628	4,568	59
	社債	69,694	69,165	529
	その他	12,052	11,600	451
	小計	160,118	157,787	2,331
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,196	6,288	△1,092
	債券	178,473	178,686	△212
	国債	170,399	170,590	△191
	地方債	―	―	―
	社債	8,073	8,095	△21
	その他	19,134	21,847	△2,713
	小計	202,804	206,822	△4,017
合計		362,923	364,609	△1,686

４ 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

５ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	27	4	0
債券	1,361,969	4,037	6,215
国債	1,319,359	2,819	6,211
地方債	19,933	454	―
社債	22,676	764	4
その他	1,023	23	―
合計	1,363,019	4,065	6,215

当連結会計年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	544	42	297
債券	1,539,720	4,787	627
国債	1,495,779	3,381	621
地方債	37,163	1,317	―
社債	6,776	88	5
その他	5,043	74	833
合計	1,545,307	4,905	1,758

６ 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

７ 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、395百万円（うち株式395百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、398百万円（うち株式398百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄

・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

（金銭の信託関係）

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成23年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	19,999	―

当連結会計年度（平成24年３月31日）

	連結貸借対照表計上額（百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	19,794	―

2 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

次へ

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

Ⅰ 前連結会計年度（平成23年３月31日）

	金額(百万円)
評価差額	△1,137
その他有価証券	△1,137
その他の金銭の信託	―
(＋)繰延税金資産	―
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,137
(△)少数株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△1,137

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

Ⅱ 当連結会計年度（平成24年３月31日）

	金額(百万円)
評価差額	△1,686
その他有価証券	△1,686
その他の金銭の信託	―
(＋)繰延税金資産	―
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,686
(△)少数株主持分相当額	―
(＋)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	―
その他有価証券評価差額金	△1,686

(注) 時価のない外貨建その他有価証券につきましては、為替換算差額を純資産直入しておりますので、上記記載に含めて計上しております。

前へ　次へ

(デリバティブ取引関係)

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	102	102
	合計	―	―	102	102

(注) １ 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２ 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ 支払固定・受取変動	10,000	10,000	23	23
	合計	―	―	23	23

(注) １ 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
２ 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）
該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）
該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	99,685	―	278	278
	買建	―	―	―	―
	合計	―	―	278	278

(注) １ 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２ 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 支払固定・受取変動	その他有価証券（地方債）	39,253	39,253	△1,013
	合計	―	―	―	△1,013

(注) １ ヘッジ会計の方法については、「４．会計処理基準に関する事項（13）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。
２ 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

前へ　次へ

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

なお、平成24年３月に退職給付信託5,000百万円を設定しております。

また、連結子会社中１社は退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	△19,053	△18,994
年金資産	(B)	8,126	14,170
未積立退職給付債務	(C)＝(A)＋(B)	△10,927	△4,824
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	―	―
未認識数理計算上の差異	(E)	2,004	1,340
未認識過去勤務債務	(F)	△61	△55
連結貸借対照表計上額純額	(G)＝(C)＋(D)＋(E)＋(F)	△8,984	△3,539
前払年金費用	(H)	―	―
退職給付引当金	(G)－(H)	△8,984	△3,539

(注) 1 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	505	514
利息費用	359	361
期待運用収益	△144	△197
過去勤務債務の費用処理額	△6	△6
数理計算上の差異の費用処理額	286	765
会計基準変更時差異の費用処理額	―	―
その他(企業年金基金標準掛金加入者拠出額)	△42	△43
退職給付費用	957	1,395

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
1.90%	1.90%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
1.96%	2.43%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

５年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

５年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理)

(ストック・オプション等関係)

1 ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
営業経費	40百万円	64百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役６ 当行執行役員５	当行取締役６ 当行執行役員７
株式の種類別のストック・オプションの付与数（株）（注）	普通株式 312,000	普通株式 479,000
付与日	平成22年７月９日	平成23年７月８日
権利確定条件	該当ありません	該当ありません
対象勤務期間	該当ありません	該当ありません
権利行使期間	平成22年７月10日から平成47年７月９日まで	平成23年７月９日から平成48年７月８日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

（2）ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年３月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	312,000	―
付与	―	479,000
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	312,000	479,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	―	―
権利確定	―	―
権利行使	―	―
失効	―	―
未行使残	―	―

②単価情報

	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション
権利行使価格（円）（注）	1	1
行使時平均株価（円）	―	―
付与日における公正な評価単価（円）（注）	173	142

（注）１株当たりに換算して記載しております。

３ ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

（１）使用した評価技法

ブラック・ショールズモデル

（２）主な基礎数値及び見積方法

	平成23年ストック・オプション
予想残存期間（年）（注１）	4.0
算定時点における株価（円）	155
株価変動性（%）（注２）	40.066
予想配当額（円）（注３）	3.0
無リスク利子率（%）（注４）	0.350

（注）１ 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を採用しております。
２ 予想残存期間に対応する期間の株価をもとに算定した、日次ヒストリカル・ボラティリティを採用しております。
３ 平成23年３月期における実績配当金額を採用しております。
４ 付与日における予想残存期間に対応する期間の国債利回りを採用しております。

４ ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	13,311百万円	10,849百万円
税務上の繰越欠損金	11,437百万円	10,599百万円
退職給付引当金	3,631百万円	3,050百万円
その他有価証券評価差額金	2,259百万円	1,421百万円
有価証券償却	1,438百万円	1,325百万円
固定資産の減損損失	514百万円	518百万円
減価償却費	339百万円	438百万円
賞与引当金	379百万円	355百万円
睡眠預金払戻損失引当金	268百万円	295百万円
繰延ヘッジ損益	237百万円	－百万円
資産除去債務	139百万円	109百万円
のれん償却	48百万円	－百万円
未払事業税	42百万円	41百万円
その他	626百万円	611百万円
繰延税金資産小計	34,676百万円	29,618百万円
評価性引当額	△18,270百万円	△15,107百万円
繰延税金資産合計	16,405百万円	14,510百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,749百万円	△760百万円
退職給付信託設定益	－百万円	△258百万円
在外子会社の留保利益金	△130百万円	△1百万円
その他	△43百万円	△36百万円
繰延税金負債合計	△1,924百万円	△1,056百万円
繰延税金資産の純額	14,481百万円	13,453百万円

２．連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年３月31日)	当連結会計年度 (平成24年３月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－%	88.1%
土地再評価差額金	－%	8.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.3%	2.0%
住民税均等割額	1.7%	1.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	△1.7%
連結納税適用による影響	－%	△9.2%
過年度法人税等	－%	△11.4%
評価性引当額の増減	△93.1%	△90.1%
軽課税国に設立した連結子会社の合算課税対象金額	△2.8%	－%
その他	1.0%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△53.4%	28.3%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年４月１日に開始する連結会計年度から平成26年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,352百万円減少し、法人税等調整額は1,352百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は101百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年４月１日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は832百万円減少し、法人税等調整額は832百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約により建物を使用する一部の店舗及び事務所について、退去時に原状回復に係る義務を有していること、また、所有する一部の建物に使用されているアスベストについて除去義務を有していることにより資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を２年から39年と見積もり、割引率は0.165%から2.379%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
期首残高（注）	340百万円	345百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―百万円	2百万円
時の経過による調整額	7百万円	6百万円
資産除去債務の履行による減少額	2百万円	29百万円
その他増減額（△は減少）	―百万円	△13百万円
期末残高	345百万円	310百万円

（注） 前連結会計年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年３月31日)を適用したことによる残高であります。

前へ

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)

１ サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,962	10,160	5,938	3,204	45,266

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２ 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３ 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)

１ サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引等業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,091	10,029	5,894	1,822	42,838

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２ 地域ごとの情報

(1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３ 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自平成22年４月１日 至平成23年３月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(平成23年３月31日)及び当連結会計年度(平成24年３月31日)

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(平成23年３月31日)及び当連結会計年度(平成24年３月31日)

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(平成23年３月31日)及び当連結会計年度(平成24年３月31日)

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(平成23年３月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	榊 佳弘	-	-	当行監査役	-	第三者与信取引への保証	当行貸出の保証(注1)	3	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行監査役	(被所有)直接0.00	第三者与信取引への保証	当行貸出の保証(注2)	△39	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社(注3)	青森県八戸市	99	水産加工業	(被所有)直接0.19	与信取引	資金の貸出	△12	貸出金	1,032
							債務の保証	△43	支払承諾	102
							社債の引受	△300	社債	-
							利息の受取	8	未収収益	0
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫(注4)	青森県青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出	△39	貸出金	349
							利息の受取	9	未収収益	0

(注) 1 当行は、監査役 榊佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金1,032百万円のうち864百万円及び支払承諾102百万円のうち60百万円に対して債務保証を受けております。

2 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金349百万円に対して債務保証を受けております。

3 マルヨ水産株式会社は、監査役 榊佳弘及びその近親者が議決権の61.9%を保有しております。

4 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。

5 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

当連結会計年度（平成24年３月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	榊 佳弘	-	-	当行監査役	-	第三者与信取引への保証	当行貸出の保証（注1）	△298	-	-
	鳥谷部眞実	-	-	当行監査役	（被所有）直接0.00	第三者与信取引への保証	当行貸出の保証（注2）	△39	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	マルヨ水産株式会社（注3）	青森県八戸市	99	水産加工業	（被所有）直接0.19	与信取引	資金の貸出	△332	貸出金	700
							債務の保証	△25	支払承諾	76
							利息の受取	3	未収収益	0
	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫（注4）	青森県青森市	10	倉庫業	-	与信取引	資金の貸出	△39	貸出金	310
							利息の受取	8	未収収益	0

（注）１ 当行は、監査役 榊佳弘より、第三者マルヨ水産株式会社に対する貸出金700百万円のうち580百万円及び支払承諾76百万円のうち46百万円に対して債務保証を受けております。

２ 当行は、監査役 鳥谷部眞実より、第三者株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫に対する貸出金310百万円に対して債務保証を受けております。

３ マルヨ水産株式会社は、監査役 榊佳弘及びその近親者が議決権の62.1%を保有しております。

４ 株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫は、監査役 鳥谷部眞実及びその近親者が議決権の100.0%を保有しております。

５ 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般の取引と同様に行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

前連結会計年度（平成23年３月31日）及び当連結会計年度（平成24年３月31日）

該当ありません。

(１株当たり情報)

		前連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
１株当たり純資産額	円	323.83	330.65
１株当たり当期純利益金額	円	21.08	10.47
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	円	13.41	6.63

（注）１　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)	当連結会計年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
１株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	3,313	1,776
普通株主に帰属しない金額	百万円	306	284
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	306	284
うち中間優先配当額	百万円	―	―
普通株式に係る当期純利益	百万円	3,007	1,492
普通株式の期中平均株式数	千株	142,660	142,640
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	306	284
うち優先配当額	百万円	306	284
普通株式増加数	千株	104,501	125,354
うち優先株式	千株	104,275	125,000
うち新株予約権	千株	226	354
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

２　１株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前連結会計年度 （平成23年３月31日）	当連結会計年度 （平成24年３月31日）
純資産の部の合計額	百万円	66,547	67,552
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,352	20,396
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	306	284
うち新株予約権	百万円	40	104
うち少数株主持分	百万円	6	7
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	46,194	47,156
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	142,650	142,617

（会計方針の変更）

当連結会計年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	利率	担保	償還期限
当行	第２回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年７月30日	10,000	10,000	（注１）	なし	平成32年７月29日
当行	第３回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成22年11月10日	5,000	5,000	（注２）	なし	平成32年11月９日
合計	―	―	15,000	15,000	―	―	―

(注) １ (1) 平成22年７月30日から平成27年７月29日まで 年2.13%
(2) 平成27年７月30日の翌日以降
ロンドン銀行間市場における６ヶ月ユーロ円Libor＋3.00%
２ (1)平成22年11月10日から平成27年11月９日まで 年1.83%
(2) 平成27年７月30日の翌日以降
ロンドン銀行間市場における６ヶ月ユーロ円Libor＋2.78%
３ 連結決算日後５年内における償還予定表額は以下のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
金額(百万円)	―	―	―	―	―

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借用金	2,000	8,100	―	―
借入金	2,000	8,100	0.4	平成24年５月～平成31年４月
１年以内に返済予定のリース債務	34	37	―	―
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	1,006	967	5.5	平成41年３月

(注) １ 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
２ 借入金及びリース債務の連結決算日後５年以内における返済額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金(百万円)	6,100	―	―	―	―
リース債務(百万円)	37	39	41	43	45

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
経常収益（百万円）	11,221	21,844	31,039	42,838
税金等調整前四半期（当期）純利益金額（百万円）	275	491	330	2,480
四半期（当期）純利益金額（百万円）	252	406	203	1,776
１株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	1.77	2.85	1.43	10.47

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
1株当たり四半期純利益金額(△は１株当たり四半期純損失金額)（円）	1.77	1.08	△1.42	9.04

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
資産の部		
現金預け金	121,947	212,594
現金	38,948	26,287
預け金	82,999	186,307
コールローン	112,211	152,136
買入金銭債権	5,210	3,248
商品有価証券	172	177
商品地方債	172	177
金銭の信託	19,999	19,794
有価証券	390,553 ※1, ※8, ※15	372,182 ※1, ※8, ※15
国債	225,740	241,607
地方債	52,078	4,628
社債	66,540	82,610
株式	15,752	14,331
その他の証券	30,440	29,004
貸出金	1,230,817 ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9	1,236,967 ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9
割引手形	3,536	3,374
手形貸付	51,468	49,065
証書貸付	1,030,548	1,044,492
当座貸越	145,264	140,035
外国為替	1,277	1,045
外国他店預け	1,277	1,042
買入外国為替	0 ※6	3 ※6
その他資産	32,103	7,478
前払費用	94	154
未収収益	2,329	2,243
先物取引差金勘定	432	―
金融派生商品	102	302
未収金	25,636	1,282
その他の資産	3,508 ※8	3,495 ※8
有形固定資産	13,573 ※11, ※12	13,640 ※11, ※12
建物	3,492	3,239
土地	6,800 ※10	6,949 ※10
建設仮勘定	29	8
その他の有形固定資産	3,251	3,443
無形固定資産	2,748	3,117
ソフトウエア	1,722	2,420
その他の無形固定資産	1,026	696
繰延税金資産	13,499	12,460
支払承諾見返	10,729	10,232
貸倒引当金	△17,049	△17,683
資産の部合計	1,937,796	2,027,393

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
負債の部		
預金	※8 1,780,271	※8 1,855,444
当座預金	41,290	41,997
普通預金	708,330	753,615
貯蓄預金	53,604	52,298
通知預金	4,561	8,338
定期預金	956,525	982,182
その他の預金	15,958	17,011
譲渡性預金	―	9,000
借用金	2,000	8,100
借入金	※8, ※13 2,000	※8, ※13 8,100
外国為替	15	8
外国他店預り	14	6
売渡外国為替	0	1
社債	※14 15,000	※14 15,000
その他負債	52,529	57,210
未決済為替借	26	32
未払法人税等	121	125
未払費用	3,047	3,073
前受収益	662	632
先物取引差金勘定	―	292
金融派生商品	1,013	―
リース債務	1,041	1,004
資産除去債務	345	310
未払金	44,964	50,188
その他の負債	1,306	1,550
賞与引当金	926	927
退職給付引当金	8,983	3,537
睡眠預金払戻損失引当金	662	783
偶発損失引当金	283	206
再評価に係る繰延税金負債	※10 850	※10 691
支払承諾	10,729	10,232
負債の部合計	1,872,251	1,961,143

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
純資産の部		
資本金	34,167	34,167
資本剰余金	29,772	29,771
資本準備金	19,167	19,167
その他資本剰余金	10,604	10,603
利益剰余金	5,440	6,252
利益準備金	204	351
その他利益剰余金	5,236	5,901
繰越利益剰余金	5,236	5,901
自己株式	△2,700	△2,704
株主資本合計	66,680	67,486
その他有価証券評価差額金	△1,137	△1,686
繰延ヘッジ損益	△349	－
土地再評価差額金	311 ※10	345 ※10
評価・換算差額等合計	△1,175	△1,340
新株予約権	40	104
純資産の部合計	65,545	66,250
負債及び純資産の部合計	1,937,796	2,027,393

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
経常収益	44,313	41,957
資金運用収益	32,083	30,584
貸出金利息	25,677	24,878
有価証券利息配当金	6,247	5,496
コールローン利息	72	85
預け金利息	11	74
その他の受入利息	74	50
役務取引等収益	5,095	5,009
受入為替手数料	1,811	1,727
その他の役務収益	3,284	3,281
その他業務収益	6,469	5,370
外国為替売買益	49	47
商品有価証券売買益	1	0
国債等債券売却益	4,060	4,787
金融派生商品収益	2,354	―
その他の業務収益	2	535
その他経常収益	664	992
償却債権取立益	―	300
株式等売却益	4	42
金銭の信託運用益	39	―
その他の経常収益	620	649
経常費用	43,077	40,884
資金調達費用	3,327	2,643
預金利息	2,427	2,098
譲渡性預金利息	―	0
コールマネー利息	0	0
借用金利息	150	40
社債利息	356	305
金利スワップ支払利息	334	142
その他の支払利息	58	56
役務取引等費用	3,689	3,539
支払為替手数料	365	352
その他の役務費用	3,324	3,187
その他業務費用	7,020	8,108
国債等債券売却損	6,215	732
国債等債券償還損	805	861
金融派生商品費用	―	6,514
営業経費	24,592	24,291
その他経常費用	4,447	2,301
貸倒引当金繰入額	1,710	822
貸出金償却	1,707	1
株式等売却損	0	297
株式等償却	441	399
金銭の信託運用損	―	167
その他の経常費用	587 ※1	613 ※1
経常利益	1,235	1,072

(単位：百万円)

	前事業年度 (自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日)	当事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
特別利益	460	1,240
固定資産処分益	30	191
償却債権取立益	300	―
抱合せ株式消滅差益	128	―
退職給付信託設定益	―	729
子会社清算益	―	319
特別損失	336	472
固定資産処分損	111	102
減損損失	※2 ―	※2 369
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	225	―
税引前当期純利益	1,359	1,840
法人税、住民税及び事業税	38	△187
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	―	△194
法人税等調整額	△546	744
法人税等合計	△508	362
当期純利益	1,867	1,478

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	34,167	34,167
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	34,167	34,167
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	19,167	19,167
当期変動額		
当期変動額合計	―	―
当期末残高	19,167	19,167
その他資本剰余金		
当期首残高	10,605	10,604
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	10,604	10,603
資本剰余金合計		
当期首残高	29,773	29,772
当期変動額		
自己株式の処分	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0
当期末残高	29,772	29,771
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	85	204
当期変動額		
利益準備金の積立	118	146
当期変動額合計	118	146
当期末残高	204	351
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,109	5,236
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
利益準備金の積立	△118	△146
当期純利益	1,867	1,478
土地再評価差額金の取崩	△30	67
当期変動額合計	1,126	664
当期末残高	5,236	5,901

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,195	5,440
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
利益準備金の積立	―	―
当期純利益	1,867	1,478
土地再評価差額金の取崩	△30	67
当期変動額合計	1,245	811
当期末残高	5,440	6,252
自己株式		
当期首残高	△2,695	△2,700
当期変動額		
自己株式の取得	△7	△5
自己株式の処分	1	1
当期変動額合計	△5	△4
当期末残高	△2,700	△2,704
株主資本合計		
当期首残高	65,441	66,680
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
当期純利益	1,867	1,478
自己株式の取得	△7	△5
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	△30	67
当期変動額合計	1,239	806
当期末残高	66,680	67,486
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,020	△1,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,158	△548
当期変動額合計	△2,158	△548
当期末残高	△1,137	△1,686
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△205	△349
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△143	349
当期変動額合計	△143	349
当期末残高	△349	―

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
土地再評価差額金		
当期首残高	280	311
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	30	34
当期変動額合計	30	34
当期末残高	311	345
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,095	△1,175
当期変動額		
土地再評価差額金の取崩	30	34
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,301	△199
当期変動額合計	△2,271	△165
当期末残高	△1,175	△1,340
新株予約権		
当期首残高	―	40
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	64
当期変動額合計	40	64
当期末残高	40	104
純資産合計		
当期首残高	66,537	65,545
当期変動額		
剰余金の配当	△592	△734
当期純利益	1,867	1,478
自己株式の取得	△7	△5
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	―	101
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,261	△134
当期変動額合計	△992	705
当期末残高	65,545	66,250

【重要な会計方針】

	当事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
１　商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
２　有価証券の評価基準及び評価方法	(1)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
３　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
４　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ：３年～50年 その他 ：２年～20年 （会計方針の変更） 有形固定資産（平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）を除く）の減価償却の方法は、従来、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法へ変更しております。当行は、一部営業店舗の建替時期を迎えるにあたって、経営計画に沿った店舗政策について検討を行いました。また、ＡＴＭや基幹系システムを中心とした事務機器等の大規模な更新投資が当事業年度以降見込まれるため、投資案件について投資形態の在り方等も含め総合的に検討を行いました。これらの検討を契機に減価償却方法を見直したところ、営業店舗及び事務機器等の使用価値はその存続期間を通じて概ね一定であるため、時の経過に応じて均等に償却することがより適正な期間損益を反映することから、この変更を行ったものであります。 この変更による財務諸表への影響は軽微であります。 （追加情報） 従来、有形固定資産の耐用年数については、法人税法に規定する耐用年数を採用しておりましたが、近年、事務機器等の更新投資が増加していることから、使用実態を見直した結果、一部の有形固定資産について耐用年数を変更いたしました。 この変更による財務諸表への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
５　繰延資産の処理方法	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
６　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	当事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
７ 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第４号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、前事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、当事業年度から直接減額を行っておりません。当事業年度末における前事業年度までの当該直接減額した額の残高は20,446百万円（前事業年度末は23,884百万円）であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(５年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
	(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

	当事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
８ リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
９ ヘッジ会計の方法	当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しておりましたが、当事業年度において、ヘッジ対象であったその他有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ手段であった金利スワップ取引の評価差額を損益として認識し、ヘッジ会計の終了処理を行っております。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【会計方針の変更】

当事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
（１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用） 当事業年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。 これによる影響については、「（１株当たり情報）」に記載しております。

【追加情報】

当事業年度 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用) 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月４日）を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前事業年度については遡及処理を行っておりません。 (連結納税制度の採用) 当事業年度から、当行及び一部の子会社は法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する連結納税制度を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※１．関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
株式	4,337百万円	4,047百万円

※２．貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
破綻先債権額	2,663百万円	1,379百万円
延滞債権額	33,594百万円	30,027百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※３．貸出金のうち３ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
３ヵ月以上延滞債権額	―百万円	206百万円

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※４．貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
貸出条件緩和債権額	5,814百万円	6,894百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
合計額	42,072百万円	38,507百万円

なお、上記２から５に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※６．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
3,537百万円	3,377百万円

※７．ローン・パーティシペーションで、平成７年６月１日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第３号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
4,970百万円	1,000百万円

※８．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	32,581百万円	31,861百万円
その他の資産	31百万円	31百万円
計	32,613百万円	31,893百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,170百万円	952百万円
借用金	―百万円	6,100百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
有価証券	50,259百万円	49,016百万円

また、その他の資産のうち、保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業計年度 (平成24年３月31日)
保証金	463百万円	446百万円

※９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
融資未実行残高	201,722百万円	207,977百万円
うち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）	199,222百万円	205,415百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10．土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法(平成３年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
1,991百万円	2,163百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
減価償却累計額	15,585百万円	15,740百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
圧縮記帳額	2,572百万円	2,566百万円

※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	2,000百万円

※14. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
劣後特約付社債	15,000百万円	15,000百万円

※15. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
3,940百万円	4,842百万円

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
―百万円	―百万円

17. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
118百万円	146百万円

(損益計算書関係)

※１．その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)		当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	
睡眠預金払戻損失引当金繰入額	152百万円	睡眠預金払戻損失引当金繰入額	305百万円
債権売却損	58百万円	債権売却損	10百万円

※２．減損損失

当事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

当事業年度において、営業キャッシュ・フローの減少、使用方法の変更及び地価の継続的な下落等により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額369百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額 (百万円)
青森県内	遊休資産	土地・建物	369

営業用店舗については、原則として個々の営業店をグルーピングの単位とし(出張所については母店と同一のグループとし、業務の関連性が強い営業店についても同一グループとしております。)、本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定士等の評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

Ⅰ 前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,210	39	5	8,244	（注）
A種優先株式	―	―	―	―	
合 計	8,210	39	5	8,244	

（注）普通株式の自己株式の増加39千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少５千株は単元未満株式の買増による減少であります。

Ⅱ 当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	8,244	37	4	8,277	（注）
A種優先株式	―	―	―	―	
合 計	8,244	37	4	8,277	

（注）普通株式の自己株式の増加37千株は、単元未満株式の買受による増加、普通株式の自己株式の減少４千株は単元未満株式の買増による減少であります。

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

営業用店舗建物のうち１ヶ店（国道支店）であります。

(イ)無形固定資産

該当ありません。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「４．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度（平成23年３月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	811	761	―	50
無形固定資産	873	792	―	81
合 計	1,685	1,553	―	132

当事業年度（平成24年３月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	114	99	―	14
無形固定資産	210	179	―	31
合 計	324	278	―	46

②未経過リース料期末残高相当額等

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
１年内	91	50
１年超	50	0
合 計	142	50
リース資産減損勘定の残高	―	―

③支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
支払リース料	308	95
リース資産減損勘定の取崩額	―	―
減価償却費相当額	271	85
支払利息相当額	11	3
減損損失	―	―

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
子会社株式	4,337	4,047

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	11,280百万円	10,451百万円
貸倒引当金	11,971百万円	9,723百万円
退職給付引当金	3,631百万円	3,050百万円
その他有価証券評価差額金	2,259百万円	1,421百万円
有価証券償却	1,438百万円	1,325百万円
固定資産の減損損失	514百万円	518百万円
減価償却費	339百万円	437百万円
賞与引当金	374百万円	349百万円
睡眠預金払戻損失引当金	268百万円	295百万円
繰延ヘッジ損益	237百万円	－百万円
資産除去債務	139百万円	109百万円
のれん償却	48百万円	－百万円
未払事業税	33百万円	31百万円
その他	573百万円	563百万円
繰延税金資産小計	33,110百万円	28,278百万円
評価性引当額	△17,817百万円	△14,762百万円
繰延税金資産合計	15,292百万円	13,515百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△1,749百万円	△760百万円
退職給付信託設定益	－百万円	△258百万円
その他	△43百万円	△36百万円
繰延税金負債合計	△1,793百万円	△1,055百万円
繰延税金資産の純額	13,499百万円	12,460百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年３月31日)	当事業年度 (平成24年３月31日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－%	116.8%
土地再評価差額金	－%	11.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8%	2.6%
住民税均等割等	2.8%	2.2%
連結納税適用による影響	－%	△7.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.8%	△8.9%
過年度法人税等	－%	△15.3%
評価性引当額の増減	△73.0%	△122.0%
軽課税国に設立した連結子会社の合算課税対象金額	4.7%	－%
抱合せ株式消滅差益	△3.9%	－%
その他	△1.2%	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△37.4%	19.7%

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年４月１日に開始する事業年度から平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.7%に、平成27年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.3%となります。この税率変更により、繰延税金資産は1,318百万円減少し、法人税等調整額は1,318百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は101百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は832百万円減少し、法人税等調整額は832百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約により建物を使用する一部の店舗及び事務所について、退去時に原状回復に係る義務を有していること、また、所有する一部の建物に使用されているアスベストについて除去義務を有していることにより資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を２年から39年と見積もり、割引率は0.165%から2.379%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
期首残高（注）	340百万円	345百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―百万円	2百万円
時の経過による調整額	7百万円	6百万円
資産除去債務の履行による減少額	2百万円	29百万円
その他増減額（△は減少）	―百万円	△13百万円
期末残高	345百万円	310百万円

（注） 前事業年度の「期首残高」は、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年３月31日)を適用したことによる残高であります。

(１株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
１株当たり純資産額	円	316.85	321.57
１株当たり当期純利益金額	円	10.95	8.37
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益金額	円	7.56	5.52

(注)１　１株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)	当事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)
１株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	1,867	1,478
普通株主に帰属しない金額	百万円	306	284
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	306	284
うち中間優先配当額	百万円	―	―
普通株式に係る当期純利益	百万円	1,561	1,194
普通株式の期中平均株式数	千株	142,660	142,640
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	306	284
うち優先配当額	百万円	306	284
普通株式増加数	千株	104,501	125,354
うち優先株式	千株	104,275	125,000
うち新株予約権	千株	226	354
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

２　１株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前事業年度 （平成23年３月31日）	当事業年度 （平成24年３月31日）
純資産の部の合計額	百万円	65,545	66,250
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	20,346	20,388
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	306	284
うち新株予約権	百万円	40	104
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	45,198	45,861
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	142,650	142,617

（会計方針の変更）

当事業年度から「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号平成22年６月30日）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号平成22年６月30日）を適用しております。

潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

この変更による当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額への影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高(百万円)	当期増加額(百万円)	当期減少額(百万円)	当期末残高(百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額(百万円)	当期償却額(百万円)	差引当期末残高(百万円)
有形固定資産							
建物	13,593	273	377 (96)	13,490	10,250	382	3,239
土地	6,800	454	305 (272)	6,949	—	—	6,949
建設仮勘定	29	351	371	8	—	—	8
その他の有形固定資産	8,735	817	619	8,933	5,489	509	3,443
有形固定資産計	29,159	1,896	1,674 (369)	29,381	15,740	891	13,640
無形固定資産							
ソフトウェア	5,352	1,377	32	6,697	4,276	677	2,420
その他の無形固定資産	1,173	991	1,316	849	152	4	696
無形固定資産計	6,525	2,369	1,348	7,546	4,428	682	3,117

（注）当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	17,049	17,683	187	16,861	17,683
一般貸倒引当金	9,646	8,631	―	9,646	8,631
個別貸倒引当金	7,402	9,051	187	7,214	9,051
うち非居住者向け債権分	378	286	―	378	286
賞与引当金	926	927	926	―	927
睡眠預金払戻損失引当金	662	783	185	477	783
偶発損失引当金	283	206	―	283	206
計	18,921	19,600	1,299	17,622	19,600

(注)　当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金　……洗替による取崩額
個別貸倒引当金　……洗替による取崩額
うち非居住者向け債権分　……洗替による取崩額
睡眠預金払戻損失引当金　……洗替による取崩額
偶発損失引当金　……洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	121	197	193	―	125
未払法人税等	38	41	38	―	41
未払事業税	83	155	155	―	83

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成24年３月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	**日本銀行への預け金185,752百万円、他の金融機関への預け金554百万円であります。**
その他の証券	**外国証券10,642百万円、投資信託17,021百万円その他であります。**
前払費用	**営業経費148百万円、借入金利息５百万円その他であります。**
未収収益	**貸出金利息1,815百万円、有価証券利息240百万円その他であります。**
その他の資産	**仮払金(提携ＡＴＭ決済資金等）1,632百万円、金融安定化基金666百万円、差入保証金446百万円その他であります。**

② 負債の部

その他の預金	**別段預金13,943百万円、外貨預金2,749百万円その他であります。**
未払費用	**預金利息2,438百万円、営業経費501百万円その他であります。**
前受収益	**貸出金利息613百万円その他であります。**
その他の負債	**仮受金(提携ＡＴＭ決済資金等)928百万円、役員退職慰労未払金221百万円その他であります。**

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第６ 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り および買増し	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	―
買取・買増手数料	売買手数料相当額を買取・買増単元未満株式の数で按分した額
公告掲載方法	当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、青森県青森市において発行する東奥日報および東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 なお、電子公告は当行のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。http://www.michinokubank.co.jp/
株主に対する特典	カタログギフト

（注）1. 当行は、単元未満株式を有する株主の権利につき、定款で下記のとおり定めております。
当銀行の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、
次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
（４）株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数
の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年６月９日 法律第88号）の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱は、原則として、証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。但し、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行が直接取り扱います。
なお、中央三井信託銀行は、平成24年４月１日をもって中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行」に変更しております。

第７ 【提出会社の参考情報】

１ 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、法24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２ 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（１）有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第39期）（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日） 平成23年６月23日 関東財務局長に提出。

（２）内部統制報告書

事業年度（第39期）（自平成22年４月１日 至平成23年３月31日） 平成23年６月23日 関東財務局長に提出。

（３）四半期報告書及び確認書

第40期第１四半期 （自平成23年４月１日 至平成23年６月30日） 平成23年８月10日 関東財務局長に提出。

第40期第２四半期 （自平成23年７月１日 至平成23年９月30日） 平成23年11月28日 関東財務局長に提出。

第40期第３四半期 （自平成23年10月１日 至平成23年12月31日） 平成24年２月10日 関東財務局長に提出。

（４）臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規 平成23年６月29日 関東財務局長に提出。
定による（株主総会における議決権行使の結果の開示に伴う提出）

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年６月26日

株 式 会 社 み ち の く 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　山　内　正　彦 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　村　田　賢　治 ㊞

＜財務諸表監査＞
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成24年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社みちのく銀行の平成24年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社みちのく銀行が平成24年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(※) 1　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2　連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年６月26日

株 式 会 社 み ち の く 銀 行
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　山　内　正　彦 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士　村　田　賢　治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成24年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(※) 1　上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2　財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。